

第百五十六回国 参議院厚生労働委員会會議録第十六号

平成十五年五月二十七日(火曜日)

午後一時二分開会

委員の異動

五月二十三日

辞任

後藤 博子君

山下 英利君

小林 元君

補欠選任

南野知恵子君

伊達 忠一君

浅尾慶一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

金田 勝年君

武見 敬三君

中島 真人君

浅尾慶一郎君

山本 孝史君

沢 たまき君

委員

狩野 安君

斎藤 十朗君

中原 爽君

南野知恵子君

宮崎 秀樹君

森田 次夫君

朝日 俊弘君

今泉 昭君

谷 博之君

堀 利和君

風間 昶君

井上 美代君

小池 晃君

森 ゆうこ君

大脇 雅子君

西川きよし君

国務大臣

厚生労働大臣

坂口 力君

副大臣

厚生労働副大臣

木村 義雄君

事務局側

常任委員会専門員

川邊 新君

政府参考人

厚生労働省健康局長

高原 亮治君

厚生労働省医薬局長

遠藤 明君

厚生労働省社会・援護局長

上田 茂君

厚生労働省老健局長

中村 秀一君

厚生労働省保険局長

真野 章君

経済産業大臣官房審議官

中嶋 誠君

国土交通大臣官房審議官

石井 健児君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査(重症急性呼吸器症候群(SARS)への対応に関する件)

○柔道整復師の施術に係る療養費の適正化に関する件

○(精神障害者保健福祉の在り方に関する件)

○(生殖補助医療に対する費用助成に関する件)

(いわゆる介護タクシーの道路運送法上の取扱いに関する件)

○委員長(金田勝年君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたします。

去る二十三日、山下英利君、後藤博子君及び小林元君が委員を辞任され、その補欠として伊達忠一君、南野知恵子君及び浅尾慶一郎君が選任されました。

○委員長(金田勝年君) 理事の補欠選任についてお諮りをいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に浅尾慶一郎君を指名いたします。

○委員長(金田勝年君) 次に、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま議題となりました職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その

提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等が進む中で、労働力需給のミスマッチを解消し、多様なニーズにこたえていくためには、公共及び民間の労働力需給調整機関が、それぞれの特性を生かし、労働市場においてより積極的な役割を果たしていくことが必要であります。

このため、職業紹介事業や労働者派遣事業が、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を促進することができるよう、求職者の保護や派遣労働者の雇用の安定等に配慮しつつ、これらの事業に係る制度の整備等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、職業安定法の一部改正であります。

まず、無料職業紹介事業について、地方公共団体が住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に附帯して行う場合及び特別の法律により設立された一定の法人がその構成員を対象として行う場合には、届出制により実施することができるとしております。

次に、職業紹介事業の許可等の手続について、事業所単位から事業主単位に簡素化することとしております。

このほか、兼業禁止の廃止や委託募集の許可制の見直し等を行うこととしております。

第二は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正であります。

まず、派遣期間について、その上限を一年から三年に延長し、一年を超える派遣期間とする場合には、派遣先はその事業所の過半数を代表する労働者に通知し、意見を聴くものとしております。

また、派遣先が期限の制限を超えて派遣労働者

を使用しようとする場合及び期間に制限がない業務に三年を超えて同一の労働者を受け入れている場合において新しく労働者を雇い入れようとするときには、この派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならぬこととしております。

次に、物の製造の業務について、労働者派遣事業を行うことができることとし、この法律の施行後三年間は、派遣期間の上限を一年とすることとしております。

このほか、紹介予定派遣について派遣労働者の就業条件の整備等を行うとともに、労働者派遣事業の許可等の手続について事業所単位から事業主単位に簡素化することとしております。

最後に、この法律は、公布の日から起算して九か月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(金田勝年君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(金田勝年君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省保険局長眞野章君外六名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金田勝年君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金田勝年君) 次に、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題といたします。

この際、重症急性呼吸器症候群(SARS)へ

の対応に関する件について坂口厚生労働大臣から報告を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) 重症急性呼吸器症候群(SARS)への対応につきまして、その概要を御説明申し上げます。

新興感染症であるSARSにつきましては、本年三月十二日に世界保健機構、WHOが緊急情報を発表いたしました。

これを受けて、関係各省及び都道府県等と連携して、検査の強化等のSARSの予防に努めることとし、併せて、国内でSARSの患者が発生した場合の医療体制の確保等所要の措置を講じてまいりました。そして、必要な総合的施策を効果的かつ迅速に遂行し得るよう、厚生労働省内に私を本部長とするSARS対策本部を設置するとともに、SARS対策に関する関係大臣会合等を通じて関係各省の緊密な連携の強化を図っております。

また、先般のASEANプラス3(日・中・韓・保健担当大臣SARS特別会合において、私は、アジアは一つ、アジアを中心に発生した疾病は、アジア各国・地域が協力して克服すべきことを強調いたしました。我が国は、国内の対策はもとより、アジア地域のSARSの感染予防と拡大防止に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

SARSに関する厚生労働省の主な対応につきまして御説明申し上げます。

第一に、SARSに関する基本的知識等について、厚生労働省ホームページ等を通じて、国民への積極的な情報提供を行っております。

第二に、中国への渡航について、渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行を延期するよう助言しております。

第三に、中国、香港及び台湾等からの全便について、全員の体温測定を含め健康状態を確認し、必要に応じて、十日間継続的に体温を確認する等により検査を強化しております。その他の全国国際便につきましても体温の確認をいたします。

第四に、国内発生に備えた体制整備として、ま

ず、患者とその接触者の把握のために、都道府県等との連携によりSARSに関する患者発生動向調査体制を整備するとともに、患者発生時に適切な疫学調査を実施できるよう、専門家チームを都道府県に派遣する体制を整備しています。

また、有症状者の人権に十分配慮した上で、必要な医療を提供するため、SARSを感染症法上の新感染症として取り扱うこととしています。

さらに、適切な医療の提供のため、国立国際医療センターを特定感染症指定医療機関に指定したところであり、陰圧室を備えている病床が少なくとも七百三十九床確認されております。また、院内感染防止対策の徹底にも努めています。

これらの体制整備に併せて、全都道府県において、SARS患者が発生した場合の具体的な行動計画が策定・公表されております。

第五に、WHO等と協力したSARSの診断・治療方法等に関する研究や中国等への医師の派遣、物資の援助等の国際協力を推進しています。

今般、関西地方の観光を終えた台湾人医師が台湾でSARSと診断された件につきましては、外務省及び関係府県等と連携を図り、国内で接触の可能性のある者及び台湾便の日本人同乗者の健康状態の把握、国民への情報提供等に努めました。

台湾人医師の出国後十日が既に経過しておりますので、本件による国内感染の可能性は極めて低くなったものと考えていますが、引き続きSARSの予防対策は確実に実施していく必要があります。

このたびの対応を通じ、医療従事者等のSARSの疑いのある者との接触歴のある者の出国を控えるようにSARS感染国・地域に要請するとともに、人員の増強により検査体制の強化を図り、情報の取扱いにおいても、関係省庁や関係機関相互の情報の迅速かつ的確な伝達・共有を徹底し、適切な情報開示に努めてまいります。都道府県をまたがるときへの対応についても見直してまいります。

以上、御報告申し上げますとともに、厚生労働省

としては、今後とも、SARSへの対応に努めてまいる所存でありますので、委員の皆様におかれましては、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(金田勝年君) これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○堀利和君 民主党・新緑風会の堀利和でございます。

今日は、柔道整復師の施術に係る療養費の支給について取り上げさせていただきました。

私の知り合いには、はり、きゅう、マッサージの治療院をやっている方が多いわけです。仲間と話していても、どうもうちの治療院に来るべきお年寄りの患者さんが柔道整復師、整骨院、接骨院の方に保険証を持ってどうも行っているようだという話をよくするわけです。

そうこうしているうちに都道府県から、二、三か所ですね、いわゆるマル秘の文書でしたが、柔道整復師の療養費の支給についての不適切なところが手に入りまして、平成四年に、当時の厚生委員会がこの問題を取り上げさせていただきました。

そうしますと、厚生省としては、そのような不適切な支給の実態については承知していないと答弁されました。確かに、承知していたら大変なことなんでしょうけれども、そのような答弁でした。

その後、決算委員会でも私取り上げましたけれども、平成五年にこの問題を会計検査院が取り上げて、十二月に厚生大臣に対して是正要求を提出しました。これに先立って、会計検査院が九十四の柔道整復師の施術所を調査したわけです。そうしますと、六十二の施術所から不正請求があるということが分かちまして、保険者に返還命令が出まして、六十二か所の整骨院、接骨院に対して五千百六十一万円還付しないというよう調査があつて、それに基づいては是正要求が出されまし

た。その後、平成七年に入りましてから、医療保険審議会の柔道整復等療養費部会において意見書が出されたわけですが。

そのような形で今日にまで至っておりますけれども、当委員会でも西川きよし委員がこれを取り上げてまいってきております。ほかの先生方も取り上げてきていますわけですが。

私は、昨年の十一月の二十六日にこの療養費について質問主意書を提出しまして、本年の一月三十一日に答弁書をいただきました。率直に申し上げて、それを読んで、官僚の作文だなというのが私の感想でございます。

今日は、木村副大臣この問題に精通されておりますので、特に御質問したいと思っております。

国民生活基礎調査によりまして、骨折以外のけが、やけどで、あま、はり、きゅう、柔整師に通う患者さんは、平成元年が九万六千人、平成十三年には十万人とほぼ横ばいなんです。十年の流れを見ましても、こういう推移をしております。骨折、脱臼、捻挫、打撲で申請された柔道整復師の療養費の推計額は、同じ平成二年は一千六百六十九億円、平成十二年は二千七百四十八億円と一・六五倍に跳ね上がっています。同じ期間の国民医療費を見ますと、その伸び率は一・四七倍なんです。

こういう数字から見まして、患者さんも伸びていないのに、国民医療費が一・四七倍程度なのに、柔整師の療養費だけが一・六五倍と跳ね上がっているんですけれども、これはなぜなのか、木村副大臣にまずお聞きしたいと思います。

○副大臣(木村義雄君) 堀先生の御質問にお答えを申し上げるわけでございます。

まず、御指摘のように、療養費の頻度調査によりまして、療養費の支給額は推計で、先生がおっしゃるように、平成二年度に千六百六十九億円、平成十二年度には二千七百四十八億円と一・六五倍の伸びになっているところでございます。

他方、国民生活基礎調査によりまして、骨折以外のけが、やけどの損傷で、あま、はり、きゅう、

う、柔道整復師の治療を受けた者は、平成元年に九万六千人で、平成十三年には十万人と約一・一倍の伸びとなっているところでございます。

ただし、この調査は、最も気になる傷病について記載を求めたものであり、複数の傷病を有する場合には含まれていないほか、調査方法や客体の違いもあることから、それぞれの伸びを単純に比較することはできないのではないかと考えているところでございます。

○堀利和君 単純には比較できないといいつつも、国民生活の基礎調査である以上、正確なといえますか、しっかりした調査をやっているはずなんです。その調査結果がどうもはつきりしないというのでは何のために調査しているか分からないと思うんです。

一昨年、柔道整復師の療養費の請求は九十五万人分出ています。国民生活の基礎調査では実数が、骨折以外のけが、やけどで通院されている方が、実数が五十四万人余りなんです。これ複数ということでもありますし、今、副大臣が言われたように主観的ということもあって、複数の総傷病数で通っている方が八十万数千人なんです。ですからここは確かにずれがあるんですが、はり、きゅう、柔整師に通っている患者さんは十万人数千人なんです。

そうしますと、実数が五十数万人で、はり、きゅう、マッサージ関係の柔整師に通っている患者さんが十万人数千人、それから一昨年の柔整師の療養費の請求分は九十五万人分ということで、ここはかなりの数字に乖離があるといえますか、不思議な点があるんですけれども、副大臣、こういう乖離した数字をもつても今のような御答弁されるわけでしょうか。

○副大臣(木村義雄君) 今お答えをさせていただいたとおりでございますけれども。

○堀利和君 いや、ですから、答弁された内容では、今私が申し上げたように、数字として患者数なり柔整師が療養費を請求する分の、九十五万

人分の、一昨年から見てもとても数字が合わないんです。そんなものを、国民生活基礎調査で信頼のないものを出してきているのか。それは、患者さんが主観的だとか複数の傷病を挙げるから、任意にやっているから分らないとか、そんないい加減なものなのか、この数字の乖離には何かからくりがあるのか、私は非常にそこを不思議に思います。懸念するんですけれども、こういうことがあっていいのかなと思いますけれども、いかがですか。もう一度お聞きします。

○副大臣(木村義雄君) 国民生活基礎調査等に、政府の調査等にそんなにからくりがあるとか何かあるとは私自身はとも思えないわけでございます。そして、それぞれの担当されている方々がみんな一生懸命やっていたらいいんじゃないかと、このように思えてならない次第でございますけれども。

この調査は、先ほどから申し上げておられるとおり、最も気になる傷病について記載を求めたものでございまして、複数の傷病を有する場合には含まれていないほか、調査方法や客体の違いもあることでございます。それぞれの伸びをやっぱり単純に比較することは大変難しいんじゃないかと、このように思っているようなわけでございまして、比較するというのは、どの部分を取って比較するか。御承知のように、部分部分でよつては大分乖離も出てくるんじゃないかと、このように思えてならない次第でございます。これはなかなか一概に合っているとか間違っているとかというのは言い難いんじゃないかと、このように思えてならないような次第でございます。

○堀利和君 時間がありませんので、これはまた次の機会にはつきりさせたいと思いますけれども。

申し上げておきたいのは、それでは整骨院、接骨院に患者さんが最も気になる、今度は最も気にならない症状であり、あるいは主観的に判断して、今申し上げた接骨院に行けば百人が百人、場合によっては捻挫、打撲というふうになるんです

ね。主観的であつたり気にならないので行つて、いや、あなたは打撲でないですよ、捻挫でもないですよと帰された人はいないんですよ。こういう実態からいってもおかしいんです。まずそこだけ指摘して、ここにだけ時間取れませんか。で次にいきますけれども。

まず、政府参考人の方からお聞きしますけれども、初検料や再検料、あるいは往療料など除いて、骨折、脱臼と打撲、捻挫との施術金額の構成割合はどうなっていますでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 平成十三年十月に請求されました療養費支給申請書のうち約五万枚を抽出して行った直近の調査によりまして、骨折、脱臼に係ります柔道整復療養費は約一%でございます。打撲、捻挫に係る柔道整復療養費は約九%でございます。

○堀利和君 打撲、捻挫が九%、ほとんどそうなんです。

重ねて聞きますけれども、骨折、脱臼は医師の同意が必要なんです。たしか。打撲、捻挫は医師の同意が要らないで柔整師が判断できるということになっていると思うんですが、確認したいんですが、そうでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 骨折、脱臼に対しましては、施術につきましては、応急手当の場合を除きまして、柔道整復師法におきまして医師の同意が必要とされておまして、それは療養費の支給の要件とされております。

打撲、捻挫に対しましては、外傷性の疾患のため原因が明らかであることなどから、医師の同意は療養費の支給の要件とはされておられません。

○堀利和君 そうなんです。打撲、捻挫というのは非常に柔道整復師の判断一つなんです。

副大臣、木村副大臣にお聞きしますけれども、平成七年に医療保険審議会の柔道整復等療養費部会で、捻挫、打撲について負傷原因を明確に記載すべきであると、されていないんですけれども、すべきであるというふう指摘されているながら、

今なおそうならないのはなぜだというふう
に、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 平成七年の意見書にお
きましては、柔道整復等の療養費につきまして、
制度の趣旨の周知、審査体制の充実、算定基準の
適正化、指導監査体制の充実等が挙げられており
まして、その一つとして、先生御指摘のとおり、
具体的な負傷原因の記載についての指摘がなされ
ております。

これらの指摘を受けまして、厚生省といたしま
しては関係団体と調整を行っておりまして、調整
を終えました部分、例えば長期、多部位の施術に
係ります通減制の強化、審査体制、監査指導体制
の整備を進めてきておるわけでございますが、負
傷原因の記載につきましては関係団体と協議が調
わなかったということから、現在まだ実施がされ
ていないという状況でございます。

○堀利和君 関係団体はどこですか。調わなかつ
た理由は何ですか。

○政府参考人(眞野章君) 日本柔道整復師会等と
協議を行っておるものと承知をいたしております。

それから、調わなかった理由、なかなか明白、
明確ではございませんが、記載が複雑になって、
事務の簡素化ということからいかながということか
らなかなか協議が調わなかったというふうに承知
をいたしております。

○堀利和君 その団体に、この負傷原因を書くの
と書かないのとどちらが有利なんですか、その団
体にとって。

○政府参考人(眞野章君) そこは、有利不利はな
かなか一概には申せないではないかというふう
に思います。

○堀利和君 私は一概に言えると思うんですけれ
ども。

○政府参考人(眞野章君) 申し訳ございません、
ちよつと質問を聞き取り逃したんでございます
が。

○堀利和君 負傷原因を明確に記載することがそ

んなに厄介なことでしょうかね、施術するのに。
普通、病院ですと病名、もちろん難しい病名は別
にしても、大抵分かりますよね。これを記載する
ことでだれが不都合になるか。その団体の方が不
都合になるのか、書くことの方がその団体の方々
に有利なのか、どちらなんですか。

○政府参考人(眞野章君) 施術録には当然傷病の
原因をお書きをいただく。ただ、療養費の申請
書にその負傷の原因をお書きいただくかどうかと
いうことに関しては、請求側の事務の便、そ
の他を考慮して調整をしているということござ
います。

○堀利和君 もうこれ以上繰り返しませんけれ
ども、また機会があるときにしますけれども、木村
副大臣、国会でしばしば、何といいますか、いわ
ゆる疑惑と言ったらちよつと言過ぎですが、い
ろいろ指摘されているわけですね。

そこで、打撲、捻挫について、負傷原因とか負
傷場所、年月日、あるいは打撲、捻挫についても
医師の同意が必要だとか、又は一年間だけでもい
いから都道府県にある審査委員会を厳格に審査す
るようにして、いわゆる私から見れば不正請求と
いうものがなくなるような形の厳格な請求内容を
一年間やれば、その次から、審査をある程度厳格
にしないで、変に増えてくれば分かるわけです
から、一年間だけでも厳格に審査することなど、
今申し上げたようなことを一つでも私は木村副大
臣がやるとなればこういう疑惑は払拭できると思
うんですよ。もしそのことをやると言わなければ
私は疑惑は残ったままだと思うんですが、いかが
でしょうか。

○副大臣(木村義雄君) 堀先生の御質問にお答え
をさせていただきます。

会計検査院の御指摘を受けて、厚生労働省
といたしましては、長期、多部位の施術に係る通
減制の強化や包括化による適正化を図ってきてお
るわけでございまして、現在では具体的な負傷原
因を記載させる必要性は小さくなっていると考え
ているところでございます。

また、先生御指摘の審査につきましては、指導
監要綱や審査委員会設置要綱により統一的に取
扱いを定めてきたところでございまして、全国的
に一定の水準の審査体制が整備をされてきたと考
えているところでございまして、先生御指摘のよ
うな方向で現在進んでいるのではないかと、私は
そのように思えてならない次第でございます。

○堀利和君 一月三十一日の答弁書を見まして
も、確かにそれが余りにもきれいな過ぎて、読んで
いて私は気持ち悪かったですよね。そのことだ
け御指摘させていただきます。

それで、柔道整復、打撲、捻挫で施術をしたと
して療養費の支給を申請されている患者の数は、
国民生活基礎調査、先ほどから問題になっており
ますけれども、この患者数より圧倒的に多いとい
いますか、ずれがあるんですね。こういうことが
私はあつてはいけないと思いますけれども。

西川きよし委員も昨年十二月にこの問題を取り
上げて、たしか大臣はこのことについて調査をす
ると答弁されたように聞いておりますけれども、
これについて、私も、答弁書の中でそのような状
況を把握するように努めたいという答弁書にも
なっておりますけれども、これは今どうなつて
いますか。

○国務大臣(坂口力君) 確かに、最近増えてきて
いることだけは間違いないんですね。これは一人
一人の問題もございまして、それから柔道整復師
そのものの数もまた増えてきているわけござい
ます。

御承知のとおり、裁判で国の方が負けまして、
それからその後ほとんどと学校の方も増えてきて
おりまして、これで、平成十年の四月でございま
す、施設の数は十四で定員は千五百人でござい
ましたが、平成十五年では五十八施設になってお
りまして定員は五千二百名に実はなっているわけ
でございます。今まで増えるのを抑えてまいりま
したけれども、そういうことがそれはそもそも駄
目だということで国の方が敗れたわけございま
して、どんどん増えてくるということございま

ます。

それで、いわゆる柔道整復師の数は、学校数そ
して定員はこれは増えてまいりますし、そうしま
すと、それを開業される人の数は増えてくるわけ
でございますし、先ほどからお話がございますよ
うに、これは医療保険の中の一部をこれ構成をし
ているわけでございます。今後大きな問題を
残しているという認識を私も持っているところで
ございます。

医学部の方は、これは大学を作るにいたしました
てもかなり財政上お金も掛かりますし、いましま
し、そして医学部の場合には大学間で定員の調整
等をやっていたらいているのが現状でございます
ふに思っております。しかし、この団体におき
ましてはそういう状況になっていなくて、まだま
だどんどん増えてくるという状況でありまして、
こうしたことをこれからどういふにこれをし
ていくかというのは大きな私も課題だというふう
に思っている次第でございます。

一人一人の診察の在り方も、これは見直し、こ
れを当然やっていかなければならないというふう
に思いますが、見直しと併せて、全体の問題も併
せてこれ検討をしなければならぬというふう
に思っている次第でございます。

○堀利和君 私の持ち時間は終わりましたけれ
ども、少しいたしたい。

大臣、勘違いされているんじゃないでしょ
うか。私は、先ほど少し示したように、平成二年の
柔道整復師は二万二千九百九十四人なんです。ごめ
んなさい、二万二千九百です。それから、平成十
二年には三万八百三十三人なんです。つまり、大臣
が言われた学校が増え柔整師が増えるというのは
これからなんです。去年やと増えてからの方が
数百人、四百何十人か増えただけで、平成十二年
からは平成二年から平成十二年までなんです。
この数が今申し上げたようにこの十年間で八千人
増えたんです。自然増なんですね、これは。平成

二年から平成十二年までで八千人増えたんです。つまり、一年間で八百人ずつ免許を取った方が自然増で出てくるんです。

療養費の額を計算しますと、この十年間で一千万円増えていくんですね。平成二年から平成十二年を比べますと一千万円増えていくんです。つまり、一年間で百億円なんです。八百人の柔整師が増える中で百億円の療養費の請求額が増えていくんです。大臣が言われた今柔整師が増えていくというのは、ここ三年の間なんです。今年の四月一日で柔整師の数が、定員数ですよ、五千二百何十人なんです。この方々は二年、三年後から出てくるんです。

簡単に計算しますと、この十年前までの、十年間で八千人増えて、一年で八百人増えた自然増に対して、この四月の定数は四千人以上増えているんですね。ということは、毎年これから、二年、三年後からは四千人ずつ多く出てくるんです。四千人ということは八百人と比較すると五倍なんです。五倍、八百人で百億増えるということは、五倍で四千人の方になると五百億円増えるんです、この先、三年以降は。十年たったら五千億円になるんですよ。

平成十二年度の国民医療費は三十兆三千億何がしなんです。柔整の療養費の方は二千七百四十八億円なんです。パーセントにしますと国民医療費の〇・九〇五%が打撲、捻挫なんです。これは平成十二年までの数字なんです。今申し上げたように、今年の四月の定員数は五千二百人以上なんです。三年後、五年後、十年後になったら、今言ったように、八百人で百億増えたのが、今度は四千人増えたら五百億になるんです。そうすると、三年後から自然増で五百億円ずつ増えていくんですよ。これから五年、十年後になったら打撲、捻挫で七千億、八千億になるんです。どうするんですか。

時間がありませんけれども、大臣にもう一言お願いします。

○国務大臣(坂口力君) 今おっしゃった数字はそ

のとおりでございますし、私も勘違いをしておるわけではございませんで、私が申し上げたのは、施設の、学校の定員数を申し上げたわけでございます、これから増えてくることも間違いございません。

全体の数としては、平成二年におきましては二万二千九百四名という数字でございまして、平成十二年はこれが三万八百三十人という数字になっている。最近、おっしゃるように、この一、二年うんと増えてきているということも事実でございます。この増えてくることも、これからまた、先ほど申しましたように、この三、四年の間うんと学校の数が増えておりますから、定員も増えておりますから、全体として増えてくることも間違いございません。

その問題、そこにも私はどうしていくかという問題もあるというふうに思っておりますが、そのお一人お一人の診療の仕方、内容、これはもう定められて、法律で定められているわけでございますから、そこを忠実にやっていただかなければならないわけでありまして、そこは厳正に我々も対応していきたいということを申し上げているわけでございます。

○堀利和君 委員長、一言だけ言わせてください。

二年前にある区の担当された方が、やはりおかしいということで調査したんですね。そうしまして、整形外科に行きまして、おばあさんで、捻挫をされた、ペランダで捻挫したということで、そのおばあさんの御自宅に行つたそうなんです。そうしたら、その家にはペランダがなかったんですね。これは、こういう場で言っていますから、私はいそを言っているわけじゃありません。きちんと調査をしてください。よろしく願います。

○朝日俊弘君 民主党・新緑風会の朝日でござい

ます。同僚の堀議員の質問が若干食い込みましたので、私の質問もちょっとはしよって質問をさせて

いただくことを御了解いただきたいと思ひます。質問に入ります前に、先ほど大臣からいわゆるSARSの対策について当面の対応についての御説明がございました。これについては今日はあれこれ御質問はいたしません、三点だけ要望をしておきたいと思ひますので、是非今後の対応に御留意いただければと思ひます。

その一つは、まずは余りにセンサーショナルにならずに冷静沈着かつ迅速な対応をお願いしたいというのが第一番目です。そのことは十分大臣自身も念頭にいらっしゃると思ひます。それから二つ目に、まだ幸い我が国では発症例がありませんが、仮に我が国で相当数患者さんが出てくるというような事態になれば、それをどここの病院でどう受け止めるか、大変大きな問題になると思ひます。それに向けて一定の準備はされていると思ひますが、場合によっては同じ呼吸器感染症である結核病床の部分的な活用も含めて、いざとなつたら対応できるような準備があつてしかるべきではないかというふうに思ひます。

それから三点目は、ちらほらもう早速にも感染症予防法の改正という話もあるんですが、もちろん改正の必要があればそれはそれで検討していきたいと思いますけれども、前回の感染症予防法を作つたときの経緯、とりわけエイズ予防法をその中に組み込んだ形で法律を作つたわけですから、その経緯を十分に踏まえながら対応していただくなといかないと思ひますので、この法改正に当たつてはこれまた冷静かつ慎重な対応が必要だといふことをお願いをしておきたいと思ひます。

(委員長退席、理事中島眞人君着席)
そのことを要望させていただいた上で、今日は残された時間、精神医療の分野における政官業の癒着の実態という問題について、幾つかバックグラウンド、皆さんに是非知っていただきたいというふう後半で木村副大臣の御所見を賜りたいというふう

に思ひます。どうも副大臣の対応を見ておられると、何か

我々が何でそんなに問題視するのかというふうには不思議がつていふような嫌いがあるんですが、非常にこれ根が深い、歴史がある、そういう背景を踏まえて今問題が当面しているわけですので、そのところを十分理解しておいていただかないと、どうも副大臣の答弁は薄っぺらな感じがしてならない。軽薄な感じがしてならない。是非そこはちょっと勉強をしていただいた上で御答弁をいただきたいと思います。

まず、お手元に資料を配らせていただきました。二枚あります。厚生労働省の方に御努力をいただいて作成させていただきました。当初はこれ一つ一つきちんと御説明をいただこうと思つたんですが、省略をしまして、私からポイントだけ申し上げます。

一枚目の、主要国の精神病床数、人口千人当たりの推移という、幾つかのグラフが載っているのがあります。ごらんいただいたら分かると思ひますが、日本の病床数が、最初は相当低い数字だったのが、どんどんどんどんいわゆる右肩上がりでずっと推移して、しかも高止まりしている。この傾向は、OECD各国がほとんどと精神病床数を減らしてきている、言ひ方を変えれば施設収容主義から脱施設化、そして地域ケアへと、こういう方向へ明確に政策転換を図つてきているのに対して、日本はいまだにその政策転換がうまくできていないという実態を示しているというふうに思ひます。逆の言ひ方をすれば、何ゆえに、OECD各国がこれだけの精神病床数でやれているのに、日本は何ゆえにこれだけ高いのか、精神病床数が多いのか。まさか日本人だけ精神障害の発生率が高いというわけじゃありませんまい。とすれば、これは政策的にどこか誤りがあるということを示しているというふうに思ひます。

二枚目のグラフをごらんください。このグラフは日本の精神病床数の年次の推移をプロットしたものですから基本的には一枚目の表と同じなんですが、ここで注意してほしいのは、

精神病床数の開設主体、どこがどれだけの病床数を持っているかということで、少し区分けをして作っていただきました。ほとんど病床数が増えていることはもう指摘したとおりであります。その中で圧倒的に多いのはいわゆる民間の精神病院であります。むしろ、いわゆる公的部門についてはその比率といえますかシェアがどんどん小さくなってきている、相対的に。そういうことを示しているというふうに思います。とりわけ昭和三十年代、そして四十年代、この二十年間は物すごい勢いで民間精神病院が増床された。

実は私は臨床の場に入ったのが昭和四十五年でして、正しく精神病院があちこちでどんどん増えている、増え続けているという状況でありました。そのときに、思い出すのは、措置入院の患者さんの比率が全入院患者さんの三〇%を超えていた。三割ですよ。今一%ですよ。だけれども、その当時は三〇%を超えていまして、いわゆる経済措置などという言葉があった。私、さっぱり分からなかった。

措置入院の基準として、入院をさせるための必要な状態像として措置症状というのがあって、それがあかないかで措置入院は決めるというふうな教科書的には書いてある。ところが、何のことはない。措置入院になると国の方が、当時二分の一、その後四分の三、その後十分の八と国が措置入院の入院費を積極的に補助する、あるいは支援する、あるいは肩代わりするという形で出してきたものですから、入院費が払えない、あるいは苦しい方たちには経済的な意味で措置入院にしてあげましよう。措置症状があるかないかは言わばその次の問題というか、そんな言葉として経済措置というそういうことが言われました。私は初めて臨床の場面に立って、びっくりしました。

そんな意味では、私は国の政策として明らかに民間の精神病院の大増床計画があった、結果として、国がこのような政策を推し進めた結果として民間の精神病院がこれだけ増えた、こういうふうには私は思わざるを得ない。

さてそこで、質問に行きます。まず、民間の精神病院の皆さんが集まって作っておられる日本精神科病院協会、日精協について、今日の午前中にもいろいろ法務委員会で質問が集中しておりました。昨日も連合審査で小池議員の方から御質問がありました。小池議員は、もう日精協、これは皆さん周知の事実だろうというふうにおっしゃっていましたが、意外と御存じない方もありますから、一度まず、これを所管しておられる厚生労働省の方から、日本精神科病院協会というのは一体どういう団体で、どれくらいの会員病院があって、その病院が占める日本の病床数への割合はどれくらいかという基礎的なことをまず御説明ください。

○政府参考人(上田茂君) お答えいたします。日本精神科病院協会、この日精協は、民間精神病院の集まりであります社団法人として昭和二十九年に設立されたものでありまして、精神科病院その他精神障害者の医療施設あるいは保健福祉施設の向上発展を図り、社会福祉の増進に貢献することをその設立目的としております。監督官庁は厚生労働省でございます。

また、同協会の会員数につきましては、平成十三年四月現在で千二百十五病院でございます。会員病院の病床数は合計で三十三万七千八百八床でございます。平成十三年の医療施設調査によりますと、全体の精神病床数は三十五万七千三百八十五床でありますから、日精協会員病院の病床数は全体の八割強を占めております。

○朝日俊弘君 今御説明があったように、日本の精神病床数の八割強が日本精神科病院協会に所属する病院のベッド数だと。これは大変すごい数字であります。

さて、すごいというのは、その団体がどういう精神医療政策を持つかということが非常に全体の精神医療をどう動かすかということと密接不可分に結び付けてくるという意味ですごい存在だというふうに思います。

私は、日本精神科病院協会に所属するすべての

病院をけしからぬと言うつもりはありませんが、中には私の友人がその病院長をやっているところもあります。しかし、日本精神科病院協会の言わば執行部といえますか、中央の政治的動きについては大変危惧しています。その幾つかを御紹介をして、コメントを求めたいと思います。

今日の午前中の法務委員会でも御質問がありましたが、いわゆる第四次医療法改正、二〇〇〇年になりますか、このときに五つの新たな病床区分が設定されて、その病床区分ごとの人員配置基準等が定められました。御存じのとおりです。それまでは、精神病床というのはむしろ特例の基準として、標準としてしか記載されていなかったわけですが、ここに新たに精神科病床という病床区分が出され、法律的な枠組みで位置付けられて、その精神病床の人員配置基準というのは新たに決めることになりました。

さてそこで、私たちも、それから関係する団体も、例えば南野先生おいでですが、日本看護協会は是非二対一ぐらいにしてほしい、こういう要望を出されました。全国自治体病院協議会は、何と三対一の基準を取ってほしいと。いろいろ審議会等でいろんな議論があったんですけども、当時の厚生省事務局としては四対一というところと何とかできないだろうか。これ、四対一というのはその当時の一般病床の基準ですね。せめて一般病床の元の基準ぐらいまで何とか持っていけないか、こういうことでした。ところが、日精協からは五対一でどうか、しかも五年間の経過措置を設けて、その経過期間中は六対一、これまでどおりで認めてほしいと、こういう要望が出されました。御存じのとおりです。

〔理事中島眞人君退席、委員長着席〕さて、結果はどうなったのか。厚生労働省から御説明をいただきます。どうぞ。

○政府参考人(上田茂君) 具体的な基準につきましては御説明申し上げます。

まず、大学附属病院といわれる総合病院の精神病床とその他の精神病床、二つに分けてまして、前

者につきましては、一般病院と同じ基準でございます。まず医師十六対一、看護師等が三対一、薬剤師七十対一を平成十五年九月から適用し、そしてその他、後者でございますが、療養病床と類似の基準、すなわち医師は四十八対一、看護師等は四対一、薬剤師百五十対一、ただし看護師等につきましては当分の間五対一としまして、また看護補助者と合わせて四対一とすることができ、このような基準を平成十八年三月から適用することとなっております。

また、現在は経過措置期間中でございますが、従来の基準が適用されているところでございます。

○朝日俊弘君 つまり、いろいろ各団体から少しでも基準を引き上げてほしいと、こういういろんな要望があつて、私どももその当時一生懸命働き掛けた記憶がありますが、結果としては、結果としては日本精神科病院協会の皆さんがおっしゃっている水準とほとんど同じ経過措置になってしまった。

私は、同じ精神科医療に携わっている者の一人として、是非その看護の基準ですね、これを、医者者の基準も確かにもっとあるんだけれども、まずは看護の基準を何とか一般の病床並みに合わせてほしい、これが悲願でありました。

なぜかと言いますと、精神科の場合は、とりわけ看護のレベルが、どれだけ患者さんと接することができるといことも含めて、非常にその医療の質がある意味では決定するほどの意味を持っているので、何としても看護のところに付いては一般病床並みにというふうに思っていました。結果としてそのような形で決着が付いてしましました。これを、しかも今、経過期間中ですからというので、結局全然実態は変わっていないというので今の状況であります。

木村副大臣、どうお考えになりますか。副大臣のお考えを聞かせてください。

○副大臣(木村義雄君) 朝日先生の御質問にお答えさせていただきます。

精神科病院におきまして、患者の病態に応じまして適切な医療を実施できるように、人員配置を含め適切な病床機能を確保していくことは大変重要なことであると考えているところがございます。平成十二年の第四次医療法改正に伴いまして人員配置基準が見直され、病院単位から病床単位に改正されたことに伴いまして精神科特例が廃止されたところでございますけれども、こうした政策決定につきましては、その望ましい在り方や実現可能性を含め、公衆衛生審議会等の場におきまして関係者の間で十分な協議が行われたこの結果であると、私はそのように考えているような次第でございます。

○朝日俊弘君 それ、経過はそうですね。それで副大臣はどう思いますかと聞いているんです。○副大臣(木村義雄君) 今御答弁をさせていただきまして、それぞれ審議会の中でのいろんな立場の方々がご集まりになられて適切に決められたことではないかなと、私はこのように思っているような次第でございます。

○朝日俊弘君 経過の説明を聞いているわけじゃないんですが、いいです。次へ進みます。昨年末に社会保障審議会障害者部会精神障害分会で一つの報告書が取りまとめられました。まず、この報告書の概要といたしまして、この時期に取りまとめられた意味も含めて、厚生労働省の方から御説明ください。

○政府参考人(上田茂君) 社会保障審議会障害者部会精神障害分会におきましては、精神障害者の保健医療福祉施策の全般にわたる充実に向上について審議が進められて、昨年十二月にその検討結果が報告されたところでございます。

精神障害分会の報告におきましては、今後の施策の基本的な考え方を、入院医療主体から地域保健・医療・福祉、これを中心とした在り方への転換といたしまして、さらに今後進めるべき具体的な施策につきましては、精神障害者の地域生活の支援あるいは社会復帰施設の充実、適切な精神医療の確保、精神保健医療福祉関係職種の確保と資

質の向上、心の健康対策の充実、精神保健医療福祉施策の評価と計画的推進の各分野について提示をされているところでございます。

この精神保健医療福祉施策の全般にわたる充実に向上につきましては、今回の本法案とともに重要な施策であると認識しております。またこの点につきましましては与党プロジェクトチームの報告書、これは平成十三年の十一月十二日付けで報告書が出されておりますが、ここにおきましても言及されているところでございまして、そういう流れの中で、昨年の初めより検討が始まりまして、ほぼ一年を掛け結論をまとめたものでござい

ます。さらに、新しい新障害者プランが昨年末に策定される予定でありましたことから、ここにこの検討結果が反映できるように、十二月に報告を取りまとめられたところでございます。

○朝日俊弘君 そういう意味では、これからの、場合によつちや五年間、十年間の精神障害者福祉のプランにかかわる言わば大変重要なレポート、報告だったというふうに思います。

そこで、しばしば質問の中でも出てくるんですが、そこで七万二千人の社会的入院の社会復帰という、七万二千という数字が入るから入らないかで随分もめたわけですね。十二月の日本精神科病院協会の常務理事会ではこんな報告がされております。今説明いただいた社会保障審議会の報告書を取りまとめられるという段階で、ちよつと読みます、受入れ条件が整えば七万二千人が退院可能であるとの記述を報告書に明記する件について、一度は削除されたが、具体的数値目標が必要とのことから報告書に明記する動きがあったため、会長、三副会長、常務理事が厚生労働省に上田部長を訪ねて意見交換をし、七万二千人を明記することが直ちに病床削減につながらないこと、心神喪失者医療観察法、精神科医療の底上げ等に関する国会審議との兼ね合いから明記せざるを得ない厚生労働省の立場について説明を受け、やむを得ず明記について反対しないこととした。

どういうことですか。説明してください。

○政府参考人(上田茂君) 日本精神科病院協会の理事会で報告されましたその意見交換につきましては、ただいま先生御指摘がございましたが、昨年十一月末に日本精神科病院協会の会長、副会長及び常務理事が厚生労働省に私を訪問された件であるというふうに考えます。

この際、日本精神科病院協会側は、当時社会保障審議会障害者部会の精神障害分会で審議中であった報告書の内容につきまして、受入れ条件が整えば退院可能な者が七万二千人であるという数値には異論もあるもので記載しないことが適当であるという意見を表明されたところでござい

ます。これに対しまして、私から、精神障害分会における議論では七万二千という数値を報告書に明記すべきという意見が多数であることを踏まえ、厚生労働省としましては、条件が整えば退院可能な七万二千人の退院、社会復帰を是非進める必要があると考えていること、また七万二千人の退院、社会復帰を進めることは、そのことは直ちに七万二千床の精神病床を一方的に削減するものではないこと、また精神保健医療福祉について大変関心が高まっているというときこそ、精神障害分会で議論されているような精神保健医療福祉の改革に取り組む、取り組みましよう、取り組みまきであると、そういうことを説明いたしまして理解を求めました。

その結果、日本精神科病院協会側は、七万二千という数値を報告書に明記することにつきまして理解をいただいたものでございます。

○朝日俊弘君 分かります。七万二千退院していただくとして、それじゃ空いたベッドはそのまま置いておいてまた入ってもらおうということですか。もう一遍説明してください、そのところだけ。

○政府参考人(上田茂君) ですから、七万二千人の退院、社会復帰についてお話ししまして、そしてそのことはイコール七万二千の病床数が直ちに

そのことをもって削減ということではございません。今回の対策本部でも出しましたように、病床の削減については、これはまた精神医療の機能強化あるいは質の向上の観点から促すというような報告が出されておりますが、そういった問題につきましましては、この時点ではお話しせずに、その後お話をしております。ここではあくまでも七万二千の退院そのものがベッド減では、七万二千の病床数を一方的に削減するものではございません。というお話は確かにさしていただきました。

○朝日俊弘君 全然分かりません。皆さんはこの報告書を、あるいは新しく作った障害者プランをもつて七万二千人の社会復帰に積極的に関与するということを一生涯懸命PRされています。片方で、いやいや、それはベッド減につながりませんから安心してくださーいというふうな話をしていて。まるで二枚舌ですよ。ということだけ指摘しておきます。

それで、このやり取り及びその後の厚生労働省においての対応等に含めて、この件について木村副大臣はどうお考えになりますか。

○副大臣(木村義雄君) 朝日先生の御質問にお答えを申し上げます。

報告書を取りまとめるに当たりましては、医療関係者や福祉関係者また当事者等の御意見を伺いながら十分に検討がなされたものと、このように理解しているところでございまして、上田部長と日精協幹部との意見の交換が行われ、その中でさきに部長が答弁したようなやり取りもあつたようでございますけれども、政策決定の過程ではこのような意見交換が行われるということは決して珍しいことでもなく、よくあることと考えていることとでございますし、やはり様々な方々からそれぞれのお立場の意見を聞くということは大変なことではないかなと、私はそのように思っているような次第でございます。上田部長と日精協の幹部とが話し合つて、それがけしらかぬということには直ちににならないではないかなと、このように思えてならないようなところでございまして、

私はそういうことが、それぞれの方々から意見をお聞きするということはそれは当然のことではないかなと、このように思っているような次第でございます。

その中で、特にその中身について、七万二千床の話が出ましたけれども、これは今、部長も答弁いたしましたように、直ちにあした七万二千床をすぐなくせというような議論にならないのはこれはもう当然のことでございます。こういう中でこの方向性をしっかり定めていくかというのは、これからやはりいろんな議論がまた行われてしかなるべきものであると、私はそのように思えてならない次第でございます。

○朝日俊弘君 全然話にならないですね。話合いをすること自体は私からめと言っていますよ。大いにやってください。問題は中身ですよ。

しかも、我々には七万二千人社会復帰させますってあちこちで言っている、こっちの方では、いや、あれは直ちにすぎませんからと言っているわけじゃないですか。今ちょうど心身喪失の法案が国会でかかっているからとにかく立場を理解してください、分かったと、こういう話じゃないですか。違いますか。もう一遍答えてください。

○政府参考人(上田茂君) ただいま先生は日精協の二〇〇三年一月号の記事で御質問されておられるわけですが、私が今申し上げましたように、この表現につきましては幾つか食い違いという若干の表現の違いがあるのではないかとこのように思っております。

私が申し上げましたのは、ですからその七万二千の退院、社会復帰について、報告書について記載しますということのついでの説明、そして御理解、そして国会でも今一般の精神医療対策、社会復帰対策が非常に大きな関心、議論になっていまして、こういう時期に先生方と一緒にこういった精神病院の改革、一般対策の充実に向けて取り組みましょうということを私、お話しさせていただきながら意見交換をしたところでございます。

○朝日俊弘君 もう時間がなくなりましたから、委員長に一つお願いがあります。

衆議院の方でも連合審査の場に日本精神病院協会から参考人で御出席をいただいたというふうになっております。是非、今朝の法務委員会の方でもそんな要望があったとお聞きしていますので、できれば連合審査の場で日本精神科病院協会の方においでいただいて詳しく御説明いただくということを検討いただきたいと思います。

○委員長(金田勝年君) ただいまの要望については、理事会等の場において協議させていただきます。

○朝日俊弘君 終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

木村副大臣の問題で最初にこの委員会でも話題になったのは、厚労省の臨床研修の懇談会でこう言われたんですね。アメリカのように医療をネタにして稼いでやろうという弁護士が増えていて、これは非常に問題があるというふうにあるんだと。医療をネタに稼いでいるのは一体だれだろうかと。私は木村副大臣こそ医療をネタに稼いでいる人ではないかというふうに思いますが、この発言に、医療ミスで闘っている、医療裁判闘っている被害者の方々は大変怒っているんですよ。

そして今日、副大臣は東京女子医大の医療ミスの被害者、娘さんを持つお父さんとお会いになる約束をしていたはずであります。今日傍聴にも見えられておりますが、ところが、副大臣は謝罪はしないと、御本人以外には会わないという条件を付けられたと聞いていますが、何でこんな条件付けたんですか。

○副大臣(木村義雄君) 小池先生の御質問にお答えをさせていただきます。

今お話しいただきました平柳さんとは、去る四月の三十日に電話でお話をさせていただいたわけでございます。その際に、医療被害者でございませう平柳さんの率直な思い、大切な大切なお嬢様が大変な不幸なことになった、そういう率直な思いや御意見を是非伺いをさせていただきたいな

と、こう思い、そして私と平柳様、また奥様、御夫妻との間では是非信頼関係を作っていければ、このように思いで面会をさせていただくということにさせていただいたような次第でございます。

その後、私もたまたまWHOの出張等もございましたものでございまして、その後お目に掛かる日にちや場所、時間等につきましていろいろと事務方の方と調整、打合せをさせていただいたところでございまして、いったんは本日の午後にお目に掛かるということを決まるところでございませうけれども、昨晚、いろんなやり取りがあったわけでございますけれども、私と平柳さん御本人、奥様と、この三人でお目に掛かろうということとお話をいただいたわけでございます。御了解をいただいて会おうと、会いましょうということと決まったわけでございます。そうしたら、その後になりましたから先方の方からまた御連絡がありまして、平柳さんの方から面会の方は、あしたの、本日の面会でございませうけれども、お断りをされたものでございまして、私は当初から平柳様、また奥様とお面会をさせていただくということであれば大変是非お会いしたいなと考えて、そのことをかねがねお伝えをさせていただいたところでございまして、大変残念な結果になったと思うわけでございまして。

○小池晃君 謝罪はしないというふうにおっしゃったわけでしょう。そして、三人だけなら会おうと。これでは意味がないということをおっしゃっているわけですよ。これ当然だと私思うんですよ。

先ほど様々な方々から意見を聞くことはいいとどとおっしゃったけれども、私、言っていることとやっていることと全くあべこべだと思いますよ。こんな形でしか会えないと言われれば、直接訴えたいという願いを持っている方もこれでは会えないというふうにおっしゃってもしようがないと思う。私、こんな不当な条件付けて事実上会うのを拒否するというのは私、本当にひどいと思うんですよ。平柳さんも、こんな時期にこんな副大

臣でいいのかというふうにおっしゃっておられます。私はこの問題、まずこういう態度というのは本当に厳しく批判したいと思っております。

その上で、木村副大臣が九七年に柔道整復師の団体から要望を受けて、圧力を掛けて保険請求適正化の行政指導を見送らせたという問題でありませうけれども、これ、昨年十二月十八日の保険局医療課の会議でこの問題について圧力があつたのではないかと私、質問しました。先日の委員会では野局長否定された。しかし、本日の新聞で再びこの問題は取り上げられています。

局長にお伺いしたいんですが、先日の委員会では記憶がないと答弁されましたが、会議なら記憶はなくても記録があるはずですよ。記録はあるんでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 二月の十八日の医療課の中で会議でございまして、会議に使った資料というものは現在残っております。

○小池晃君 私、今日この委員会までの間、その記録を提出せよというのを求めておりましたが、いまだにいただけません。これ提出していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 今申し上げましたように、医療課におきまして二月十八日に行いました会議の……

○小池晃君 十二月でしょう。

○政府参考人(眞野章君) 十二月十八日の会議の資料でございますが、医療課の中の、部内の会議でございまして、政策的な意思決定の場でもなく、課内の様々な課題につきましての言わばフリー・トークングを行っているものでございまして、その際、提出する議論の素材とする資料でございまして、担当者が個人的な意見も含めて作成をいたしておりますし、また議論の過程、途中の部分でございまして。

そういう意味では、医療課として方向を決めるとか、決めたというものではございませんで、資料そのものは提出は差し控えていただきたいと思っております。

に多岐にわたる議題がございまして、私ども担当者から聞いたところでは、この柔道整復の關係については會議の最後に今申し上げたような点について

給申請書の書類ですけれども、一ページがあつて二ページがあつて、次が六ページになっていると。これは坂口大臣もこれ大変不思議がつているわけですね。委員会でも御答弁されている。何で

くんであれば何でも説明付きますよ。探したけれどもありませんでしたと、都合の悪いものは全部

れは省として残したメモノなのか、それは明らかにしなきゃいけない。個人的なものを出しておつ

九

たつて話にならぬわけでありまして、省として残したものがあつたならば、どういふことかということについては、これは委員長の御指名がございましたら、それに対してはお答えをしなければいけないというふうに思っております。

○小池晃君 いや、今、十二月十八日のことをおっしゃったんですが、三ページ抜けている内部文書もあるわけですね。それも併せて、それからその十二月十八日の記録、併せてこれ提出すべきだということでも申し上げたんですが、それはよろしいんですね、それで。

○国務大臣(坂口力君) いや、その抜けている話はそのとき私もしたんです。なぜ抜けているのかということは私も話をしたわけで、それすべてのデータが残っているというわけではなくて、そのときに重要だと思ふものだけを残しております。それで、ページ数はいろいろのものがあつたすけれども、こういうページ数のものは残っております。そしてそれが六ページになつていないということでありまして、他の部分は残っていないというところで、私もそれ以上言ひようがないわけで、あればそれは皆さんにお示しするし、私もそれは見たいというふうに思っておりますが、私が再三にわたりましたそれは言ひましたけれども、その六ページ以外のものは現在のところ残っておりまして資料の中にはない、こういうことでございます。

○小池晃君 いや、大事なものを残したんじゃないやなくて、肝心なところを隠しているんじゃないですか、正にこの資料でいえば。

私、これで、こういうやり方で、大臣、私の言つたことに答えてないんですが、こんな形で資料の出方について、これ国民から見ても、この柔道整復師の問題について疑惑が大臣の間におかしとおっしゃったけれども、どう考えたつておかしいというふうにみんな思ふんじゃないですか。

今のこのやり方で国民が納得するということふうにお考えですか。もう一度お答えいただきたい。

○国務大臣(坂口力君) 柔道整復師の問題は、これは柔道整復師の問題として議論をしなきゃならないことはたくさんあるんだろうと思つています。

先ほど堀先生からも御質問いただいたとおりでございます。そして、その問題は別途やつていかなきゃならないというふうに思ひますが、その会議でやられたかどうかは分からないわけで、先ほどの局長の話によりますと、議題には上つていたけれども多くの話はその中ではなかったということでありまして、これは二十人か三十人か知りませんけれども、そこへ出ておつた者が皆知つていゝるわけでありまして、局長だけ出ておつたわけではないんだらうというふうに思ひますので、それはいい加減なことを局長が言つていゝるとは私はいけません。

○小池晃君 私、これだけ重大な疑惑があつて、全く納得いく説明が得られない。このままこれ放置するわけにいかないと思ひますよ。

委員長、これ国会の責任として、これだけいろいろどう考えてもおかしいという問題あるんですから、今問題になつたものについて、大臣も委員長から要求があればしかるべく対応するということのような答弁もあつたと思ふんですね。これは、十二月十八日の会議の記録については改めて委員会として提出を求めていただきたいというふうに思ひます。

それから、厚生労働省については、これはこの問題について関係した人、これ徹底的に調査をするべきだというふうに思ひますし、改めてこの当時のこの問題の室長であつた方については、国会にはまだ出てきていただけませんけれども、国会に出ていただいて答弁を求めたいというふうに思ひますので、この問題、引き続き追及を続けたいというふうに思ひます。

ちよつと時間がなくなつてしまつたんで、あと用意してゐたものを若干お聞きしたいんですが、SARSの対策の問題についてお伺ひしたいんですけれども、現時点におけるSARSの患者の受

入れ病院の数についてお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(高原亮治君) 入院ということをお考えますと、陰圧の指定医療機関ということになるかと思ひますが、これが百人。それから、陰圧というところで考えますと、百十九機関で七百三十九床。それから、陰圧ではないが陰圧も含めまして受入れ医療機関が二百八十七ということでございます。

○小池晃君 これは、もし国内で、先日、検疫を強めるべきだという議論しましたけれども、国内で患者が発生した場合、万が一ですけれども、万全にしておく必要があると思ふんです。

国内で患者が発生した場合は、発熱などの症状が出て自分がSARS感染したんじゃないかと不安になつた場合は、これは保健所や掛かり付け医に電話で相談をして、可能性があれば受入れ医療機関の受診を勧めるということになつてゐるんですね。

ただ、このままでもし万が一発生した場合、どういふことが起こるだらうかと。東京都には受入れ病院十か所しかありません。私は、治療については陰圧病室が整つた専門病棟で集中的に行われるべきだと思ふんですね。問題は初期診療の問題なんです。発熱あるいは咳嗽、こういった患者さんをSARSであるかどうかということを見極める初期診療の問題です。もしもこれ一人発生した場合にどういふことが起こるかという、恐らく国内で発生すれば、現時点であれば中国行つたことないというところであれば、あるいは感染地域行つていないというところで、あなたは心配ないですよというところで電話で済むだらうと。しかし、国内で発生した場合は電話だけでその感染の可能性などなかなか言ひにくくなる。そうすると、本当に数少ない病院に患者が殺到して大混乱するということになりかねないんじゃないかと。

私は、その感染の可能性があるかどうか、そこまで確認するような初期診療であれば、やつぱり一定の機能がある医療機関であれば可能ではない

かというふうに思ふんです。やつぱり、初期診療体制については患者受入れ病院だけではなくて幅広く整備する。同時に、そういう病院に対しては経済的支援も含めてやつていく。そしてもう一つは、SARS受入れ病院、もしいつたん受け入れたとなつて、これ大変なことになつてくると思ふんです。例えば、病棟の閉鎖であるとかあるいは職員の出退勤の制限であるとか、あるいは治療に当たつたスタッフの感染防止策、これ物すごく大変な負担を強いられることになるだらうと。一般患者が転院するとか外来患者が激減するということだつて起こるだらうと。私、こうした事態に対する経済的支援も当然必要なのではないかというふうに思ふんです。

やはり、今の段階からもしそういう事態になつた場合に国としてしっかりと支援をするということをお私に明示する、この責任があるのではないかと思ふんですが、今ちよつと幾つか合せてお伺ひしましたけれども、政府参考人の方に、その点でどんなことをお考えなのか、お伺ひをしたいというふうに思ひます。

○政府参考人(高原亮治君) 仮に委員御指摘のようになつても、SARSの感染拡大が見られる状況となりまして、SARSの主な感染経路が飛沫感染と考へられることから、疫学調査の結果を踏まえて感染リスクの評価を行うということで、保健所を中心とした電話相談での適切な受診の指示は引き続き可能と考へられます。

それからまた、SARSの疑いのある者の初期診療につきましては、原則として外来における感染防御体制が整つた医療機関で行うことが望ましいと考へられるわけでございまして、そういうふうな趣旨の通知を發出したところであります。

各都道府県におきまして行動計画が策定されておりました、その中で受け入れる医療機関についても指定されておるわけでございまして、感染症の指定医療機関につきましては、御案内のとおり、マスクや消毒等に必要経費につきまして国庫補助を行つております。また、患者の入院、

何といつても経済的な負担を訴える声が最も深刻です。あるお手紙では、間もなく三回目の体外受精の準備を進めている者です、費用負担はとも大変です、排卵誘発剤を打つために毎日病院に通い、毎日一万円札がなくなり、時には一万円で足りずに、手術には五十万円近く掛かります、何らかの問題があつて妊娠しないわけですから保険

それで、これは先日も与党三党で御議論をいただきまして、そして一つの方向性としてこれは保険適用、保険という形ではなくて、対応ができないかということでお話をいただいているところであ

かねてより、献金問題について適法に処理しているので問題ない、あるいは公平に政策判断しているとの答弁をされているようですが、李下

そこで私たちが思い浮かべるのは、先日、実効判決が出ましたKSDの問題でございます。正にあのときと同じではないでしょうか。どうでしょう。もし反省の弁を述べられるのであれば、私は今がチャンスだと思いますので、どうでしょう。

う。

○副大臣(木村義雄君) 大変御心配をいただきまして、誠にありがとうございます。

何回も答弁させていただいているわけですが、まずけれども、政治献金は政治家の活動として法律上認められているものでございまして、政治資金規正法に基づきまして適正に処理をしているところでございます。

私は、副大臣といまして、公共の利益のために職務を遂行してございます。また、大臣、副大臣、政務官規範等にものっとりまして行動を行っていただいております。度々申し上げますけれども、政治資金の有無、政治献金の有無にかかわらず、決して一部の利益のために影響力行使したことは断じてなく、また今後もあり得ないと、このように思っているようなところでございます。

○森ゆうこ君 坂口厚生労働大臣に伺いたいんですが、先ほど私が申しました李下に冠を正さずという言葉、たしか昨年、大臣の口からお聞きしたように記憶しております。昨日の質疑におきましては、坂口大臣は大変気を遣った答弁をされていらしたと思います。しかし、他党の政治家と言ってしまうまでもございしますが、大臣、大臣の部下であることに間違いはないのではないのでしょうか。この際、木村副大臣の処遇について小泉総理に相談されてはいかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 政治献金の問題は、いかにも申し上げましたとおり、それは政治家個人個人がそれは判断をして、そして適正に処理をするものでございます。過去におきます厚生労働大臣の問題もいろいろお聞きをしましたが、人によってそれぞれ違うようでございます。

私は、いずれにいたしましても、この政治献金の問題がいわゆる政策の公平さに影響を与えてはならない、そのことだけは間違いない事実でございまして、そのことがないということが明確であれば、私は個人の献金というのは適正に処理をされていけばいいのではないかとこのように思っています。

ております。

木村大臣と今一緒にやらせてもらっておりますが、去年の十月、十月からこちらへ一緒にございまして、公平を欠く判断をしたというのであれば私はそれを直していきなさいというふうに思っておりますが、十月以降そういったことは私は聞いておりません。

○森ゆうこ君 私も坂口大臣に同感でございます。政治献金を受けるのは、その政治家の様々なお付き合い、そして判断であろうと思っております。しかし、それが政策の公平性に影響を及ぼしてはならないと。特に副大臣という立場であるということとを考えると、それが先ほど申しましたこの問題に影響を与えているのではないかと、周りに、当事者に、疑心暗鬼、そういうものを、疑念を抱かせるものであってはならないと考えるものであります。正にそのことが問題になっているのだと思っております。

それで、もう一点、木村副大臣に確認しておきたいんですが、二〇〇二年の十一月十六日に日精協の総会と申されておりますが、事実上、心神喪失者医療観察法案成立への総決起集会、ここに副大臣がお出になられているわけですが、その後、十一月中に三十万、十二月に五十万と、これは副大臣が答弁されております。

一つだけ私は今日、確認しておきたいんですが、この十一月十六日の日精協の総会で副大臣はどのような発言をなされたのでしょうか。

○副大臣(木村義雄君) 私は、十一月の六日でございますが、十一月の六日の日精協の全国集会におきまして、まず、御指摘の集會は、主催者側から私の個人事務所に出席依頼がなされたものでございまして、あくまでも議員の立場、衆議院議員の立場として、政務として出席をさせていただき、あいさつをさせていただいたものでございます。あいさつの中で、心神喪失者等医療観察法案につきましても国会での審議の状況を紹介しながら、この法案の早期成立の重要性について私としての考え方を話をさせていただいたところでございまして、今後も、特に池田小学校の事件等もございまして、そういう中でこの法案の、やっぱり早くこの法案を成立させて、皆様方のお力によって、国会によって成立させていただいて、そして日本の精神医療の底上げを図らせていただきたいと、こういうような趣旨で話をさせていただいたところでございます。

【理事中島真人君退席、委員長着席】

○森ゆうこ君 この問題についてはまだまだ両委員会でも検証がされると思っております。

しかし、一つだけ言っておきたいと思うんですが、その前の十月二日に厚生労働副大臣に就任されていらしたわけですね。その後、そういう密接に関連ある団体に、しかも厚生労働省からたくさん補助金が出ている団体に、団体の構成メンバーのところに、そういうところに出られて、全く一個人の議員ですというのとは、そんな説明は私はだれも納得しないと思っております。ということも申し上げまして、次の質問に移りたいと思っております。答弁結構です。

SARSについての御報告がありましたので、感染症法について伺っておきたいと思っております。

感染症法につきましては、ハンセン病対策への反省や地方分権の推進の視点もあって、患者の権利や地方自治体の権限にやや配慮し過ぎた嫌いもあるのではないかと伺われております。国の権限を強化していく方向で法改正の検討を開始したと検討を進めていかれるのか、伺います。

○国務大臣(坂口力君) まだ確実に感染症法を改正するというふうな決定をしたわけではございません。

しかし、現在のSARSによって起こっております様々なことを考えますと、やはり国としての立場というものをもう少し明確にしなければならぬというところではないかとこのように思っています。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

どのようにするかということは今議論をしているところでございます。

現在のこの法律は地方自治体を中心になつてやっていたかようになってきているものでございまして、先日のように、先日の台湾の医師のように幾つもの都道府県を旅行をして、そして帰国してから発病したというふうなことがあります場合に、そういった事実と、それぞれの都道府県の意見が一致をすればそれはいいわけでございますが、それぞれの都道府県によりまして意見が異なりますときには国としてその調整に手間取ることがございまして、緊急を要する問題でございまして、余り調整に手間取るというふうなことがありますと大変重大なことに陥ってしまう可能性がありますので、どういふときに国として権限を責任を持って発言ができるようにするかといったようなことにつきまして今議論を最終詰めているところでございます。

それからもう一つ、動物の問題もございまして、何という名前でしたかね、ハクビシン、余り聞いたことがない名前でございますが、タヌキとかそういう動物と同じようなウイルス、動物が同じようなウイルスを持っているというふうな報道がございました。たしか、そういうことですと、日本に入っております動物というものが今までのいいのか、もう少しこれは何とかしなければならぬのではないかとこのように思っているわけでございます。

二〇〇二年です。去年です。去年一年間にそうしたハクビシンも含まれた、その他のものも若干含まれておりますけれども、よく似たものを全体として七百二十五輸入されておりますが、しかしこの中で中国から輸入されたものはないようでございます。しかし、中国だけではなくて、ほかのものにもそうしたウイルスがあるかも分かります。こうした動物の問題をどうするかというところも少し検討をしなければならぬというふうな思っている次第でございます。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

大臣、もう一点だけ今の問題について答えていただきますが、今は地方分権との絡み、権限、国の権限の強化という部分でお話したいので、動物の問題にも触れていただきましたが、あと人権の問題ですね。

結局、今回の台湾人医師のケースにおきましては、これは新聞報道なんです、三名ほど検査に協力してくれない方もいらっしゃったというふうな聞いております。この方がもし発症の可能性の高いレベルAというか、そういう接触の仕方の方だった場合、事態は非常に深刻だと思っております。

そういう意味で、もちろん人権には配慮するということは当然ですが、しかし個人の人権は公共の福祉という観点から考えて絶対ではないということも憲法にも明らかですから、その辺についての見直しがいかにかということ、その点についてだけでも一言お願い申し上げます。

○国務大臣(坂口力君) 検査の場合とそれからそうでない場合とあるというふうに思いますが、検査も今お願いをして、そして検査をさせていただいておるわけでありまして、別に法律があつてこれは強制的にできるわけでは今もないんですね。SARSについてはできない、SARSについてはできないわけでございます。

それで、それから飛行場を離れた方につきまして御協力をいただくということを今やっておりますけれども、しかし、それをお願いをしていただくだけでありまして、何が何でもいうのでその人を無理に引っ張ってくるというわけにもいかなというものが現状でございます。

ですから、こうした急性伝染病の場合に、そうしたことを人権というの配慮をしながらどこまで皆さん方の御協力を得るかということも十分に考えないといけない、そうしたことも併せて検討させていただきたいと思っております。

○森ゆうこ君 是非その点について検討していただきますと思います。

まず拡散の防止ということが急がれるわけですから、緊急時の対応について人権に配慮しつつも、公共の福祉の観点からきちんとした国の権限が行使できるような方向で御検討いただきたいと思っております。それがはっきりしていれば、与党の三幹事長のように危険地域に行つて自分たちだけマスクをして登院するというような、院内感染が起るのではないかとこのようにやゆされることもないわけですから、是非検討をお願いしたいと思います。

今ほど検査のお話がありました。法制度の整備とともに、システムがきちんと機能するように、検査等の現場の体制や機能を強化することが重要でございます。SARS感染地域からの入国者の検査体制はどうなっているのでしょうか。この際、大幅に拡充を図るべきではないでしょうか。か。三十人増員の了承ということが出ておりましたけれども、今、行政の肥大化につながる定数増ではなく、可能な限りアウトソーシングなども検討していかがなかがでしようか。政府参考人に伺います。

○政府参考人(高原亮治君) 検査所におきます業務でございますが、中国、香港、台湾、カナダからの入国者全員に對しまして問診票を配布し、体温を含む健康状態を確認し、発熱、せき、呼吸困難の有症者については健康相談室において医師より診察を実施しております。また、全員に對し、入国者全員に對しまして、体温を測定し、入国後に十日間外出を控えるなどの留意事項を記載した健康カードを配布しております。

なお、正確な健康状態の把握のため、成田空港、名古屋空港、関西空港、福岡空港におきましては、サーモグラフィによる発熱者のスクリーニングを実施しております。また、中国や香港、台湾からの入国者で入国前十日以内にSARSの疑いがある人と接触の可能性のある方につきましては、日本国内における滞在期間中の連絡先の申告と入国後十日間の体温測定の結果の報告を求めております。

検査業務につきましては、入国者につきましかり、かなり強制的に診察とか検査とか隔離ということが前提になっておりますので、公権力を行使するものであるため、その業務のアウトソーシングというふうなものは困難な面が多いと考えておりますが、検査所につきましては、これまで、管理部門の合理化、措置場の廃止、港湾衛生業務のうち消毒等の衛生措置についてのアウトソーシングなどを努めており、合理化を図っております。

また、今般、SARS対策におきましては、急激に増大した検査業務に對応するため、緊急に三十一名の看護師を検査官として配置し、業務の必要性に應じた体制の整備に努めてまいっております。

○森ゆうこ君 ありがとうございます。

○大脇雅子君 まず、SARSの影響についてお尋ねをいたしたいと思っております。

日本の産業は、一九九〇年代以降、経済のグローバル化の波によつて、人件費コストの安い中国や東南アジア等に工場を移転あるいは増設する例が多くなっております。その結果、今回のSARS問題で、例えば中国北京近郊で多く展開している日系企業の工場ではIT関連の重要な部品や製品の生産を担っておりまして、日本国内でも非常に今支障を製造に來しているということも言われております。

今回の事態を重く受け止めて、国内の産業空洞化を防ぐ必要、あるいは緊急事態に對応できるような企業運営等を考えておくべきだと思いますが、経済産業政策においてこのSARS問題はどのよう受け止めておられるでしょうか。

○政府参考人(中嶋誠君) 今御質問がございましたが、我が国産業の空洞化問題でございますが、確かに最近、元々、賃金やコストの内外価格差が大きくなりまして、それに対応して日本の企業が中国など海外に進出が続いております。

具体的に申しますと、二〇〇〇年度では、製造業の海外生産の比率が二・四%と過去最高になつておりまして、特に輸送用の機械では三・一%、あるいは電気機械では二・九%というふうになつております。

今回のSARSの流行につきましては、現時点では、一部、現地の日系企業においていろいろな影響が出ておりますけれども、生産が大きくストップして供給が滞るといったような深刻な状況には今のところまだ至っていないというふうに認識しておりますが、委員御指摘がございましたように、むしろ、そういう観点からは、海外も含めまして、部品の生産拠点が分散していることが企業活動といたしまして望ましい面があるものと考えております。

いづれにいたしましても、我が国の長期的な経済発展に向けて重要なことは、生産拠点のある程度の海外移転を補完し得るだけの高付加価値分野において国内で生産の維持拡大を図っていくということかと存じます。

こうした観点から、経済産業省としましては、まず何よりも、高付加価値化により諸外国と差別化をしていくということのために日本の国内でイノベーションを持続的に作り出していくということが必要かと考えております。

具体的には、例えば今後市場の大きな拡大が見込まれます四つの分野、具体的に申しますと、環境、エネルギー、あるいはIT、さらにライフサイエンス、あるいはナノテクノロジー、材料といったような分野を中心に、コアになる技術から実用化、市場化まで一貫した技術戦略を持った研究開発に政策資源を思い切つて集中投入をするというところでございます。特に、今年度からは企業の行います研究開発投資の税制について抜本的な拡充を実施しているところでございます。

それに加えまして、今国会で改正されました産業再生法では、企業が……

○大脇雅子君 短く、短く答えてください。SARSとの関係を聞いているだけです。

○政府参考人(中嶋誠君) はい、申し訳ございません。

企業の技術や人材を強みのあるところに集中投入するようないろんな仕組み、設備投資減税を用意しております。

いずれにいたしましても、こういった施策を着実に実施することによりまして、産業界自身の努力と相まって日本の国内の空洞化が生じないように全力を傾注してまいりたいと存じております。

○大脇雅子君 安全宣言が出されてから、カナダのトロントでは、WHOの宣言にもかかわらず感染の疑いが出て、三百人以上出て死者も出たということで、日本での安全宣言に対しても市民は多くの不安を抱えていると思います。

とりわけ、渡航、感染地域から渡航したりあるいは帰ってきたりした人たちの十日間の自宅待機における様々な対応は、むしろ一人一人の良心に懸かっているかのようで、明確なガイドライン等ないような感じがいたしますが、こうした安全宣言と今後の対策について大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(坂口力君) 一般の台湾の医師のことは非常に大きな教訓になったというふうに思っております。これからの日本の疫学と申しますか予防の在り方、それに対していろいろの教訓も与えてくれたというふうに思っております。

その中で、一つは、幸いにしてこの台湾の医師の場合には、一つのバスに乗って、そして全過程を、ほとんどの過程を、行程を回っているということがございましたので、多くの皆さん方と一緒にということが比較的少なくて済んだわけでございますが、しかし、場合によりましては不特定多数の皆さん方と非常に多く接するというようなことになる可能性でもあるわけでございます。そして、そうした場合にどう対応をするかということが一番検討をしておかなければならないことだというふうに思っております。

その場合にやはり御協力をいただかなければならないのは、立ち寄り先、それから、時間と立ち寄り先というものは明確にしないと皆さん方も御協力をいただけないものでございますから、そこ

は皆さん方に御迷惑を掛ける面もございますけれども、はっきりとここはさせていたかざるを得なかったというところでございますし、これからの同じようなことが起こればそうせざるを得ないというふうに考えているところでございます。

○大脇雅子君 木村副大臣にお尋ねをいたします。様々なことが言われている中で、副大臣は関係団体から陳情を受けられた、例えば柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書の負傷原因の記載の簡素化の継続化に対して要望を受けられたことがあるでしょうか。そして、それを関係の官公署の担当部局にその陳情をどのように伝えられたのかということについて事実関係がまいまいなところがありますので、改めてお聞きします。

○副大臣(木村義雄君) 大脇先生の御質問は、平成九年でございましたが、柔道整復師会の部位の件で私が厚生労働省に、何か新聞で出ておりました決定を撤回したのではないかとといううな、陳情を受け、それを行ったのではないかとということでございますけれども、そういうお尋ねございましたけれども、当時の私にとりまして全く身に覚えのないことでございまして。

具体的に申し上げますと、まずこれはもう六年近く前になることでございまして、日々多くの方々とお目に掛かるといって、こういう仕事でございますので、昨日やおとといのことであればともかく、六年前の特定な日時にだれと会ったといううなことを話したかということ、これはなかなか難しいことでございまして、何月何日どうだったと、こう言われても、とてもとても難しいわけでございます。私は、今もそうでございますけれども、手帳を持っておりませんし、また毎日の日記等も付けたことがなくて、また当時等の記録も全く存在しないわけでございます。

それで、例えば日本柔道整復師会から私、木村義雄あてに何か陳情書が出ていればと思いましたが、一生懸命探させていただいたわけでございますけれども、私あてのそういう陳情書は見当た

なかったわけでございます。

それから、原案のコピーを見て、これ見たことがあるかという資料が配られたんでございますけれども、私、その配られた資料を見まして、あつ、これは見たことないなと、全く見たことがないというわけでございます。そして、私が当時面会をしたという方御本人も、私自身というやり取りをした記憶もなければ、文書も作成した覚えもないし、持っていた記憶もないし、他人に渡したこともない、このように言っているところでございまして、私といたしましては、今申し上げたようなことを全体として考えて、もう私の気持ちの率直な思いとして、これはやはり誠に身に覚えのない、こういうことでござい

ます。

○大脇雅子君 そうすると、記憶がないのではなくて、全面否定されるということですか。

○副大臣(木村義雄君) これは衆議院の厚生委員会でも何回も答弁させていただいたわけでございますが、今申し上げたようなことで、誠に全く身に覚えのないことでございます。

○大脇雅子君 身に覚えがないということは、全然日本柔道整復師会の人とも会ったこともない、それから陳情を受けたこともないと、そこまで否定されるわけですか。

○副大臣(木村義雄君) 私、医療関係者の方々は、それは柔道整復師会に限られませうろんな方々、医療関係の方々、福祉関係の方々、その他の関係の団体の方々、もちろん医療関係だけではなくてその他のいろんな産業界の方々と、たくさんの方々とお目に掛かるわけでございます。いや、柔道整復師会の方と一人も会ったことがないかといったら、そんなことはございませんで、それはもうもちろん会ったことはあるわけでございます。

ただ、この件に関しまして、撤回しろといううな陳情を受けたり、もちろん陳情書ももらった、そういうことはもう全く身に覚えがないと、このように申し上げさせていただいているところ

でございます。

○大脇雅子君 そういたしますと、九七年の十二月の二十五日に、そういう指導をもらったというところで地元香川県の柔道整復師団体から五十万の献金を受け取られておりますが、あなたは日本柔道整復師連盟から幾らの献金を総計として今日まで受けておられるのか。そして、パーティー券の購入など、幾ら受け取られたか、計算して、この件で問題になったときに、自分に降り掛かったことですから、計算されてみたことございます。

○副大臣(木村義雄君) 今、平成九年に、十二月に五十万という話がありましたけれども、平成九年以前では平成八年の十月に三十万いただいております。それから、十年の二月に、栃木県でございますけれども、柔道整復師連盟から三十五万円とか、十一年十一月に十万円とか、それから十二年六月には三百万円とか、十三年の十二月には五十万円とか、十四年の十月には三十万円とかの献金を受けておるところでございます。

○大脇雅子君 もう一度伺いますが、その三百万を受けられたのは何年の何月ですか。

○副大臣(木村義雄君) 日本柔道整復師連盟から平成十二年の六月にいただいております。

○大脇雅子君 パーティー券はどのように購入してもらっておられますか。

○副大臣(木村義雄君) 今言った期間に関しましては、これ、ちょっと私の今の手元ではパーティー券かどうか分かりませんが、パーティー券が入っているかもしれないが、これは恐らく政治資金規正法にすべてのつとて適正に処理させていただいているところでございます。

○大脇雅子君 私は幾ら買ってもらわれましたかと聞いていますけれども。

○副大臣(木村義雄君) 今の中にパーティー券が入っているかもしれませんが、それは全部政治資金規正法にのっとりまして適正に処理をさせていただいているところでございます。

○大脇雅子君 横やりを入れたことはないかと全

的に否定されておるんですが、毎日新聞の五月二十五日、朝刊の報道によりますと、副大臣のこうした関連部分の内部文書が紛失をしているということでありましたが、この内部文書の保管担当者、責任者は一体だれでありますか。そして、その方にどのように上司は紛失の理由をお聞きになりましたか。

○政府参考人(眞野章君) 毎日新聞で報道された内部文書なるものは、いわゆる内部文書なるものは、私どもそれは保管をいたしておりませんので分かりません。柔道整復師の療養費の担当課がどこだということであれば、私ども保険局の医療課でございます。

○大脇雅子君 そうすると、その保険、その医療課の担当者にヒアリングをなさいましたか。

○政府参考人(眞野章君) この一連の報道に当たりました、また衆議院の方にも資料を提出させていただきましたけれども、担当官にそれぞれヒアリングをいたしております。

○大脇雅子君 昨年の十二月十八日の担当課会議で、これもまあ新聞報道によりますと、課長以下十人が参加して、この中で、整骨院、接骨院に適正な保険請求をさせるため、その手当てをしたけがの原因を保険の申請書に具体的に記載するよう指導する通知が見送られた問題が検討されたと言われておりますが、それはどうですか。

○政府参考人(眞野章君) 先ほどもお答え申し上げましたように、昨年の十二月十八日に保険局医療課の中で内部の会議が行われたことは事実でございます。

先ほどお答えを申し上げましたように、そのときに、柔道整復師の療養費につきまして実態調査の検討の是非と実施の検討ということが、先ほどお答え申し上げましたように、資料として残っているのは事実でございますが、その会議に出席をし、また会議を主宰をいたしました医療課長並びに会議に出席をした担当者を含めまして聞きまして、傷原因を記載させる通知が見送られたという問題

が話題になったり、その件が特定の議員の影響で変更されたというようなことが話題になったという記憶はないということでございます。

○大脇雅子君 それは何人にヒアリングされましたか。

○政府参考人(眞野章君) 正確な人数はまたきつちり申し上げたいと思いますが、今申し上げましたように、昨年の十二月に医療課におった担当者を含めて聞いたわけでございます。

○大脇雅子君 さて、このことについては大臣も異例の指示をして探そうにと言われているというふうな新聞は報道しているわけでございますが、エイズの事件では、九六年、確認できないとされていた資料が、当時の菅直人厚相の指示で調査チームが発見して三日後に出てきたということがあるわけですが、これについて、調査会などきちんとチームを作って調査をされるかどうか、今後の対応について大臣にお尋ねをいたしまして、私の質問とします。

○国務大臣(坂口力君) 先ほどから何度か出ておりますように、あるものは全部出すようにと言っているわけでございます。特別なチームを作るほどのことかどうかということもございまして、これが背景として、そこで、どういう影響を与える会議であったかということももう少し調べてみたというふうな思っております。

私が今まで聞いていたところによれば、そういう担当者の間のいろいろな意見交換の場であって、そこで新しいことを決めていくとか、そうした状況にはなかったということでございますから、そういうところの内容まで調査会を、何か作って、そして調べるというほどのことではないのではないかとこのように思っておりますが、その辺もしかしよく皆の意見を聞きたいというふうな思っております。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願いいたします。短い時間ですので、ちょっとスピードを上げて御質問をさせていただきたいと思っております。

私の方からは、四月の介護保険、介護報酬改定で新設をされました病院などへの通院乗降介助についてお伺いをしたいんですが、この問題につきましては、これまで通院介助をしていた事業所としてNPOについて、道路運送法の許可がなければ四月以降は介護報酬の請求を認めない、このような対応を取っている都道府県が多数見受けられるわけですが、そしてそのことで病院に通院されている要介護者の方々に大変大きな影響が出ているわけですが、どうでしょうか。

こういうことで、まず三月二十五日の当委員会におきまして厚生労働省の御意見を、御見解を中村局長さんの方からお示しいただきまして、三月二十七日には各都道府県に対して通知を出していただいたわけですが、しかしながら、その通知によって更に混乱が生じたということもございまして、四月の十七日に再度御質問をさせていただきます、局長様の方から、再度周知徹底をいたしたい、図りますという御答弁をいただきました。

○政府参考人(中村秀一君) ただいま先生からお話のありました経緯に基づきまして、五月八日の日に厚生労働省老健局振興課長と老人保健課長連名の通知を各都道府県の介護保険主管部局長あてに出さしていただいております。

その通知におきまして、道路運送法との関係では、今般の介護報酬の改定に伴い、これまで移送を伴う訪問介護を提供していた事業者について、道路運送法上の取扱いが変更されることはないこと、したがって、これまで道路運送法の許可を受けず乗車又は降車の介助を行っていた指定事業者については、新たに一律に道路運送法の許可を受けなければ介護保険の適用を受けられなくなるものではないことという内容の通知、ほかにも若干この関係の適用、介護保険の適用関係についてもございまして、五月八日に通知を出しまして、再度周知を図ったところでございます。

○西川きよし君 四月の十七日、当時の毎日新聞

の調査では、二十八の府県におきまして道路運送法上の許可を必要としているということでございました。先日、大阪府の対応についてもお話をさせていたんですが、先週、大阪府の担当課長さんから御説明をいただきました。五月八日の通知を受けて対応の説明をいただきました。

御説明では、今年三月末まで道路運送法の許可を受けずに乗降介助を行っていた指定事業者については、安全、事故発生時の補償などの条件付ではありますが、許可がなくても認めるということに方針を変えられたということでございまして、大阪府などの、この五月八日の通知を受けて方針を変えられた都道府県もこうしてあれば、いや、それでも従来どおりだという都道府県も多数あるとお伺いしておりますが、まず東京、福岡の方の対応をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(中村秀一君) 東京都、福岡県というお話でございましたので、東京都、福岡県の方につきまして把握いたしましたところ、東京都、福岡県ともに、通院等のための乗車又は降車の介助の報酬を算定するに当たっては道路運送法に基づく許可が必要との考え方であるというふうに聞いております。したがって、ただいまの大阪府と東京都、福岡県、この二つの取扱いが分かれることになるということになってしまっていることとでございます。

ただ、ちょっと補足させていただきますと、実は東京都、福岡県ともに今回の十五年の四月ではございませんで、既に十三年の八月とか、これは東京都でございます。それから、福岡県においては十三年の十月から、言わば介護保険でこういうサービスをを行う者については道路運送法上の許可を取れと、こういう指導をされていたということでございます。今回の四月の介護報酬に伴ってその扱いは変えられたわけではないと、こういうことになっておるわけですが、いずれにしても、今の時点で見ますと、大阪府と東京都、福岡県の取扱いが分かれているということは確かでございます。

す。

道路運送法上の整理につきましては、前もお尋ねがございましたが、これは所管、国土交通省の方がされておりますので、この点については、我々、整合性という意味では国土交通省の方にお願ひするほかないと考えている次第でございます。

○西川きよし君　そこで、国土交通省にお伺いをいたします。

大阪府の対応について、この条件をお付けになったということは、安全面ということも考えますと、それはそれで理解をいたすわけでございますが、ただ現在でも許可を必要としている自治体には、公的な介護保険で違法行為を認めるのは筋が通らないとして、ところもあると聞きますし、ただこのことを言う場合、今度は、ではデイサービスの場合、デイサービスの送迎はどうなるのかと、この整合性の問題が当然出てくると思うわけでございます。

そこで、国土交通省にお伺いします。通所介護の利用者の送迎を通所介護事業所の車でやっている場合、もちろん介護報酬の送迎加算がされているケース、これは道路運送法に抵触するのでしょうかというところをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(石井健児君)　お答え申し上げます。

いわゆるデイサービス、通所介護の利用者の送迎にかかわる道路運送法上の取扱いについてのお尋ねでございます。

通所介護事業者が、今、先生おっしゃいましたとおり、自らの施設の利用者に対して行います送迎輸送サービスにつきましては、介護報酬の送迎加算部分が支払われております場合、これは他人の需要に応じて有償で自動車を使用して輸送サービスを提供する事業に当たるといふふうに考えられますので、道路運送法による許可を受けて行うことが必要であると私は考えております。

ただ、この通所介護事業所につきまして、道路運送法の許可を受けることなく送迎輸送サービス

が行われている場合につきましては、私どももいたしましては、当面直ちに処分、刑事告発等の対象とするものではございませんけれども、引き続き道路運送法の許可を申請いただくように指導を行うこととしてお伺いしております。

○西川きよし君　ある都道府県ですけれども、運輸局に確認をされた上で書面にされたものでございますけれども、これは、通所介護事業者が利用者に対して行っている送迎サービスは通所介護施設を利用するために利用しているものであり、自家用の範疇に含まれるものである。通所介護については、実際に利用者に対して、その居宅と通所介護事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき四十単位、四百四十円ですけれども、これが加算されることになっていると。施設の維持運営のための費用として位置付けられ、運賃とは異なるものであると。したがって道路運送法に抵触することはないというふうに、こういう通知が出ておるわけですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(石井健児君)　ただいま御指摘のある都道府県の通知ということでございますが、先ほど御説明いたしました私どもの基本的な考え方につきましては、地方運輸局等に対して本省として周知をしておりますところでございますので、この方針にのっとり対応させていただいていくというふうな理解をしておりますが、そのような動きがあるのであれば、改めてその趣旨の徹底を図っていきたくと考えております。

また、ただいま御指摘ございましたある都道府県の文書、どのようにしてそのような誤解が生じたか事情はつまびらかではございませんけれども、関係者によく事情を確認をいたしまして、担当の運輸局を通じて、改めて当方の考え方が十分に理解、浸透をいたしますように努力していきたいと考えております。

○西川きよし君　御答弁ありがとうございます。短い時間で、大変なスピードで質問させていただいて恐縮でございますけれども、国土交通省と

いたしましては、全国の各運輸局に対しての御指導というのは、細かい部分はどのようにおこなうのでしょうか。引き続き少し御答弁いただけたらと思います。

○政府参考人(石井健児君)　私どもの地方運輸局、また各陸運支局というのが各都道府県にございますが、それらの地方支分局に対して、この介護保険制度の現実の運用は各都道府県が実施をいただくものでございますので、これにつきまして従来から詳細に連絡を取っております。

また、このところ厚生労働省におかれましては、いわゆる介護保険制度の一部の改定もございましたので、それがまた移送に関連する部分もございましたので、先生先ほど来御指摘のいろいろな動きがございましたが、これらにつきまして逐次情報を流して、適切な対応を求めてきておるところでございますので、取りあえずお答えになりましたかどうか、そういう状況でございます。

○西川きよし君　御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そしてまた、御答弁なさりながら、でもやっぱりそれだけいろいろな御心配というんですか、そういった御答弁をいただくと、我々も全国でお聞きいたしますが、御当地によつていろいろ違うものですか、是非ここをただしておきたいと思いたしたので、ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

この今回の通院介助を行う事業所に対してですけれども、許可を求めたり条件を付けたりする理由をいたしまして、道路運送法に抵触すると。抵触をしますとすれば、それはデイサービスについては良いが通院介助は駄目だということでは、これは利用する側への説明がなかなか今度では付かないと思うんですけれども、こちらの方にしましては中村局長様にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(中村秀一君)　今の西川先生のお言葉ですが、運輸省さんの答弁は、デイサービスについては良いと言っていないんですね。デイサー

ビスについても駄目だと。今直ちに取り締まることはしないけれども、原則許可を取れと、こういう御答弁なわけです。

デイサービスにつきましては、昭和五十年代から整備が始められて、今日では一万一千六百七十か所ございます。それから、病院でやっているデイケア、これは五千八百二十八か所ございまして、介護保険できて三年でございますが、介護保険できる前から社会実態としてデイサービスやデイケアで通所の利用者の方を自宅までお迎えし連れてくると、こういうサービスをやっておりますし、旧厚生省の方は、およそデイサービスをすすめるのであれば送迎をするようにということで、補助金で送迎者の補助をし、運営費の中で補助金でその送迎のコストも組み込んで補助をしていたと、こういうことでございます。

今、国土交通省の方の御答弁ですと、デイサービスについても許可を取ることが必要だということですが、一万合計しますと七千か所に及びます。デイサービス、デイケア施設で、実態として自前で許可を取っているというところはほとんどないという実態でございます。

これは、ある市に聞いても、東京都、大阪府に尋ねましても、あるいは全国乗用車自動車連合会の方に聞きましてもそういう実態でございます。まして、大変失礼な言い方ですが、社会実態として、あるいは許可が必要だとしても、社会実態として、実は、先ほどある県の通達だということですが、これは施設のサービスとしてやっているのだから費用を取っていることではないということですが、許可を受けずにやっているというのが実態でございます。

したがって、今度の介護報酬の送迎について、これは施設の送迎ではなくて、ある方がお宅におられて、通院介助を受けるために介護タクシーさんに乗ったり、あるいはNPOそれからボランティア団体がやった場合の介助を受けた場合の扱いの問題ですが、介護保険の方では乗り降りの介護に対して費用を支払うということで、その間の

移送費について費用を支払っているわけではございませんが、その移送をするドライバーさんなり自動車の業について道路運送法に抵触するしないという議論になっているわけでございまして、これは広く考えますと、こういう福祉における移送サービスなりトランスポートと道路交通法との規制とをどういう整合性を図っていくかという大変難しい問題であるというふうに考えております。

私も、今回議論になっておりますのは、いわゆる介護タクシーについて、今年の四月に介護報酬の見直しを行いました、その見直しに伴って道路運送法上の取扱いを一律に変えないでくれと、実態として今まで許可も受けずにやってきたものが、今度その介護報酬が見直しを受けるからといってそこに影響はないということについては、今回そういうことで通知を出させていただいたわけですが、その根拠にありますが東京都と福岡県対大阪府のような地域における取扱いの違いは依然として残っておりますので、先ほど御答弁申し上げましたように、道路運送法上の整理は国土交通省の方でお願いするほかございませんけれども、その際、私も厚生労働省としては、福祉の移送サービス、社会的な要請がある移送サービスについて、どうか、やっておるボランティアやNPOが直ちにこれまでのサービスをやることになったり、あるいはそういう移送サービスを推進する方向にプレッシャーが掛かるようなことがないように、そういう観点から、実態に即した道路運送法上の整理、運用については国土交通省の方からお願いしていきたいと思っております。

○西川きよし君　ありがとうございます。
もう私も毎回これ、今まで三回御質問をさせていただいたんですが、何度かいろいろ役所の方々と一緒にお勉強もさせていただいておるんですが、厚生労働省と国土交通省、本当にもめていたんだというよりも、仲良くしていただいて、そして全国の皆さん方が本当に利用しやすいようにしていただく、そしてまた、ここでそういったことをしていただくための僕たちは御質問を心か

ら真心でさせていただいておりますので、どうぞ国土交通省の参考人の方に改めてよろしくお願ひ申し上げたいんですが、大臣にも是非よろしくお伝えをいただきたいというふうに思います。またお願いにも上がりたいと思います。今、中村局長様のお話も聞いていただいたと思うんですが、是非、本当に伏してお願ひを申し上げます。このように思います。

そこで、最後の質問にさせていただきます。
ヘルパーさんが通院の介助に運転をするとかデイスサービスの送迎をすることに対し、タクシーと同じような事業許可を必要とすること自体が実情に合っているのでしょうか。例えば、全国で行われているデイスサービスの送迎に許可を取らなければ違法ということでは大変な混乱を本場に招きます。今、局長さんもおっしゃいました。いろんな問題が、中には本当に難しい問題がたくさん含まれております。ここはやはり厚生労働省と国土交通省に検討いただきまして、僕からお願いですが、期限を設けていただかなくて、いついつまで結論を出していただけないものかな、それまでは実情に応じて柔軟な対応をしていくといった対応が是非必要ではないかなというふうに思います。

これまで、先ほども申しましたが、三回質問をさせていただきまして、この問題につきまして、今までお伺いしなかったのですが、坂口厚生労働大臣にお答えをいただくのは本日が初めてでございます。今まで聞きたかったのですが、遠慮してお答えを求めませんでした。どうぞ、厚生労働省と国土交通省の統一の見解を示していただきたいと思っております。最後に、国土交通省、そして厚生労働大臣にお答えをいただいて、終わりたいと思います。お願ひします。

○政府参考人(石井健児君)　お答え申し上げます。
私もが所管しております道路運送法、これは先般の法律改正もございまして、需給調整を廃止して免許制を廃止しまして、専ら社会的規制と申

しますか、輸送に伴う安全の確保あるいは利用者保護といったことを眼目にした制度になっております。そういう意味で、今回御議論のございますデイスサービスにおける輸送につきましても、これは、このような制度の下で安全の確保あるいは利用者保護に対する基本ルールといったものが正しく適用されて、そういったものが安心、安全な輸送として確認されるということが私もとしては重要であると考えているところでございます。

とりわけ、こうして介護保険制度が広く普及してまいりまして、これからの高齢社会、必ずしも体が丈夫でない方々を対象に、言わば非常に幅広く輸送が行われるわけでございますので、私もこういういったところに対してはきちんと手当てをしていくべきであるというふうに認識をしております。

介護保険制度の施行後、それまで、先ほど老健局長御答弁にありましたように、国の補助などに基きまして社会福祉事業の一環として行われた時代はともかくといたしまして、介護保険制度が発足しまして、民間のいわゆる指定事業者の多数の皆様がそういったサービスを提供する時代に入って、その数もどんどん増えております。こういう状況の中で、これらの分野でその法解釈との間に乖離が見られる実態があることは残念ながら事実でございますが、輸送の安全や利用者利便を確保するためにも、私もといたしましてはできるだけ早く適正化を図る必要があるというふうに考えているところでございます。

この適正化を進めるに当たりましては、無用の混乱を招くことがないように、事業の実態も十分勘案しながら、また厚生労働省さんとも十分調整を図りながら、改善の実が上がるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○委員長(金田勝年君)　答弁は簡潔に願います、時間が来ておりますので。
○政府参考人(石井健児君)　失礼いたしました。

以上で御答え終わらせていただきます。

○国務大臣(坂口力君)　なかなか難しいお話でありまして、何となく扉の上を歩いているような話でございますが、国土交通省とよくお話しさせていただきまして、これ、デイスサービスやデイクアだけではなくて、例えば幼稚園や保育所の送迎といったこともすべて同じようなことだというふうに思います。これ全国、非常に影響の大きい話でございます。それらがすべてこの道路運送法を全部取ってやらなきゃならぬということは大変な問題になってくるわけでございますし、その辺のところ、ひとつこまごまがいろいろかどこまがないのか、よくお話しさせていただいて、決着付けさせていただきたいと思っております。

いつまで、日を切れということでございますが、ちよつと日はいたたいて、できるだけ早くやりますので、少なくとも私が在任しております間には決着付けますから、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(金田勝年君)　本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会をいたします。
午後三時五十五分散会

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
(職業安定法の一部改正)
第一条 職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十三条の三」を「第三十三条の五」

に、「第三十三条の四」を「第三十三条の六」に改める。

第四条第七項中「第三十三条の二第一項」の下に、「第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項」を加える。

第三十条第一項中「事業所ごと」を削り、同条第二項第三号中「事業所」を「有料の職業紹介事業を行う事業所」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同条第三項中「事業計画書」を「有料の職業紹介事業を行う事業所」の当該事業に係る事業計画書に改め、同条第四項中「当該事業」を「有料の職業紹介事業を行う事業所」の当該事業に改める。

第三十一条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第三十二条第一号中「若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）」を「暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）」の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三條の二第一項に改める。

第三十二条の二を次のように改める。

第三十二条の二 削除

第三十二条の三第一項中「有料職業紹介事業者」を「第三十条第一項の許可を受けた者以下「有料職業紹介事業者」という。」に改め、同条第四項第二号を次のように改める。

二 手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

第三十二条の四第一項中「許可証」を「有料の職業紹介事業を行う事業所の数に応じ、許可証」に改め、同条第二項中「当該事業所」を「有料の職業紹介事業を行う事業所」とに改める。

第三十二条の七第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該変更に係る事項が有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十二条の七第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第三十条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

厚生労働大臣は、第一項の規定により有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

第三十二条の十一に次の一項を加える。

第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人申込み及び求職の申込みについては、適用しない。

第三十二条の十二の見出しを「（取扱職種の範囲等の届出等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者は、その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲（以下この条及び次条において「取扱職種の範囲等」という。）を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三十二条の十二第二項中「厚生労働大臣が、前項の規定により、有料の職業紹介事業において取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲を定めた」とを「有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者が、前項の規定により、取扱職種の範囲等を届け出た」に改め、同条に次の一項を加える。

厚生労働大臣は、第一項の規定により届け出られた取扱職種の範囲等が、特定の者に対し

し不当な差別的取扱いをするものであると認めるときは、当該有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、当該取扱職種の範囲等を変更すべきことを命ずることができる。

第三十二条の十三の見出しを「（取扱職種の範囲等の明示等）」に改め、同条中「取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲」を「取扱職種の範囲等」に改める。

第三十二条の十四中「行わせる」を「統括管理させる」に改め、同条第一号中「に当たること」を「に關すること」に改め、同条第三号中「を統括し、その改善を図ること」を「の運営及び改善に關すること」に改める。

第三十二条の十六第一項中「事業報告書」を「有料の職業紹介事業を行う事業所」の当該事業に係る事業報告書に改め、同条第二項中「当該事業」を「有料の職業紹介事業を行う事業所」の当該事業に改める。

第三十三条第一項中「次条」の下に「から第三十三條の四まで」を加え、「事業所ごと」を削り、同条第四項中「とあり、第三十二條を」とあり、並びに第三十二條に改め、「とあり、並びに第三十二條の七第一項中「同条第一項の許可」を削り、「職業紹介」を「職業紹介」に改める。

第三十三條の二第一項中「定める者」の下に「（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む）」を加え、同条第五項中「取り扱うべき」を「取り扱う」に改め、同条第七項中「第三十二條の十六第二項中「職業紹介」を「第三十二條の十六第一項中「有料の職業紹介事業

を行う事業所」の当該事業に係る事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第二項中「有料の職業紹介事業を行う事業所」の当該事業」とあるのは「当該事業」と、「職業紹介」に改める。

第三十三條の六を第三十三條の七とし、第三十三條の五を第三十三條の六とし、第三十三條の四を削り、第三十三條の三中「又は」の下に「第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項若しくは」を加え、第三章第二節中同条を第三十三條の五とする。

第三十三條の二の次に次の二條を加える。

（特別の法人の行う無料職業紹介事業）

第三十三條の三 特別の法律により設立された法人であつて厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣に届け出て、当該法人の直接若しくは間接の構成員（以下この項において「構成員」という。）を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする無料の職業紹介事業を行うことができる。

第三十條第二項から第四項まで、第三十二條、第三十二條の四第二項、第三十二條の七第一項及び第二項、第三十二條の八第一項、第三十二條の九、第三十二條の十並びに第三十二條の十二から第三十二條の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十條第二項		第三十三條の三第一項の届出をしよ	
第三十條第三項	前項の許可を受けようとする者	うとする法人	
	申請書	届出書	
第三十二條	申請書	届出書	

厚生労働大臣は、前条第一項

次

第三十二条の四第二項	許可証の交付を受けた者	法人は、新たに無料の職業紹介事業の事業所を設けて当該無料の職業紹介事業を行つて
第三十二条の九第一項	当該許可証	第三十三条の三第一項の届出をした法人
第三十二条の九第一項	第三十条第一項の許可を取り消す	当該届出をした旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類
第三十二条の九第二項	前項第二号又は第三号	当該無料の職業紹介事業の廃止を、当該無料の職業紹介事業（二以上の事業所を設けて無料の職業紹介事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの無料の職業紹介事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第三十二条第三号に該当するときは当該無料の職業紹介事業の廃止を、命ずる
第三十二条の十三	手数料に関する事項、苦情	前項第二号
第三十二条の十六第二項	職業紹介に関する手数料の額その他	苦情 その他

（地方公共団体の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の四 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

第三十条第二項から第四項まで、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十並びに第三十二条の十一から第三十二条の

十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした地方公共団体について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可を受けようとする者」とあるのは「第三十三条の四第一項の届出をしようとする地方公共団体」と、同項及び同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二条の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替へるものとする。

第三十六条第一項中「をして」の下に「報酬を与えて」を加え、同条第二項中「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者が、その被用者以外の者に報酬を与えようとするときは当該報酬の額について」を「前項の報酬の額については」に改め、同条に次の一項を加える。

労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えることなく労働者の募集に従事させようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

第三十八条を次のように改める。

第三十九条中「第三十六条第一項の下に」又は「第三項を加える」。

第四十一条中「募集受託者」を「同項の規定により労働者の募集に従事する者」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

厚生労働大臣は、第三十六条第三項の届出をして労働者の募集を行う者又は同項の規定により労働者の募集に従事する者がこの法律若しくは労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間を定めて当該労働者の募集の業務の停止を命ずることができる。

第四十六条中「第三十三条の三及び第四十一条」を「第三十三条の五及び第四十一条」に、「第四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

第四十八条中「第三十三条の五」を「第三十三条の六」に改める。

第五十一条の二中「第三十三条の二第一項の下に」第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項を加える。

第六十四条第二号及び第三号中「及び第三十三条の二第七項」を、「第三十三条の二第七項及び

第三十三条の三第二項」に改め、同条第四号中「第三十二条の十一」を「第三十二条の十一第一項」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「又は労働者供給事業の」を「若しくは労働者供給事業の停止又は第四十一条第二項の規定による労働者の募集の業務の廃止若しくは」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 第三十三条の三第二項において準用する第三十二条の九第一項の規定による事業の廃止の命令に違反した者

第六十五条第三号中「第三十三条の二第一項」の下に「又は第三十三条の三第一項を加え、同条第四号を削り、同条第五号中「第三十六条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同号を同条第四号とし、同条第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十六条第一号中「並びに第三十三条第四項及び第五項」を、「第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項」に、「申請書」を「申請書若しくは届出書又は」に改め、同条第三号中「第三十三条第四項」の下に「及び第三十三条の三第二項」を加え、「又は」を「若しくは」に、「した者」を「し、又は第三十二条の七第一項（第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項）において準用する場合を含む」に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者」に改め、同条第四号中「及び第三十三条の二第七項」を、「第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項」に改め、同条第五号中「第三十三条第四項」の下に「及び第三十三条の三第二項」を加え、同条第六号中「及び第三十三条の二第七項」を、「第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第五条第一項の許可を受けた者（以下「一般派遣元事業主」という。）又は第十六条第一項の規定により届出書を提出した者（以下「特定派遣元事業主」という。）が労働者派遣の業務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の業務の提供を受ける者（以下この号において「派遣先」という。）について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の業務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

第五条第一項中、「事業所ごと」を削り、同条第二項第三号中「事業所」を「一般労働者派遣事業を行う事業所」に改め、同条第三項中「事業計画書」を「一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書」に改め、同条第四項中「当該事業」を「一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業」に改める。

第六条第一号中「若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）」を「暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項に改める。

第八条第一項中「許可証」を「一般労働者派遣事業を行う事業所の数に応じ、許可証に改め、同条第二項中「当該事業所」を「一般労働者派遣事業を行う事業所ごと」に改める。

第十一条第一項中「第五条第一項の許可を受けた者（以下「一般派遣元事業主」という。）は、同条第二項各号」を「一般派遣元事業主は、第五条第二項各号」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該変更に係る事項が一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第五条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

第十六条第一項中、「事業所ごと」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第三号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

第十六条第二項中「事業計画書」を「特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書」に改め、同条第三項中「当該事業」を「特定労働者派遣事業を行う事業所ごと」の当該事業に改める。

第十八条中「第十六条第一項の規定により届出書を提出した者（以下「特定派遣元事業主」という。）は、当該届出書を「特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に、「当該事業所」を「特定労働者派遣事業を行う事業所ごと」に改める。

第十九条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該変更に係る事項が特定労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

2 第十六条第三項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

第二十三条第一項中「事業報告書」を「労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書」に改め、同条第二項中「当該事業」を「労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業」に改める。

第二十四条の三第一項中「業務」の下に「（紹介予定派遣をする場合における職業紹介を含む。次条において同じ。）」を加える。

第二十六条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該紹介予定派遣に関する事項

第二十六条第二項中「第四十条の二第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条第七項中「労働者派遣の」を「労働者派遣（紹介予定派遣を除く。）」に改める。

第三十二条第一項中「その旨」の下に「（紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇入れようとする場合にあつては、その旨を含む。）」を加え、同条第二項中「その旨の下に」（新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあつては、その旨を含む。）を加える。

第三十四条を次のように改める。

（就業条件等の明示）

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一 当該労働者派遣をしようとする旨

二 第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

三 第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

2 派遣元事業主は、派遣先から第四十条の二第五項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務について派遣先が同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の一月前日から当該抵触することとなる最初の日の前日まで間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

第三十六条第一号中「第三十五条」の下に「前条第二項」を加え、同条第五号中「当該派遣先」を「前号に掲げるもののほか、当該派遣先に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣先との連絡調整を行うこと。

第三十七条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

第三十八条中「第三十四条」を「第三十四条第一項（第三号を除く。）」に改める。

第四十条の二第二項中「次条」を「第三項」に、「一年」を「派遣可能期間」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに該当する業務

イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

ロ その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

第四十条の二第二項に次の一号を加える。

四 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

第四十条の二第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「同項第三号」の下に「若しくは第四号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合

二 前号に掲げる場合以外の場合

3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から一年を超え三年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

4 派遣先は、前項の期間を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする。

5 派遣先は、労働者派遣契約の締結後に当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る業務について第三項の期間を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、当該労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該業務について第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

第四十条の三「この同一の業務」の下に「前条第一項各号に掲げる業務を除く。」を加え、「から継続して一年間」を「から継続して一年以上前条第一項の派遣可能期間以内の期間」に、「一年間が経過した日以後」を「労働者派遣の役務の提供を受けた期間（以下この条において「派遣実施期間」という。）が経過した日以後」に、「継続して一年間従事した」を「派遣実施期間継続して従事した」に改め、同条第一号中「当該一年間が経過した日の前日」を「派遣実施期間が経過した日」に改め、同条第二号中「当該一年間」を「派遣実施期間」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十条の四 派遣先は、第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第二項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続して第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、当該派遣労働者となる最初の日の前日までに、当該派遣労働者であつて当該派遣先に雇用されることを希望するものに対し、雇用契約の申込みをしななければならない。

第四十条の五 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（第四十条の二第二項各号に掲げる業務に限る。）について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に従事させるため、当該三年が経過した日以後労働者を雇入れようとするときは、当該同一の派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない。

第四十一条第二号中「次条」を「第四十条の二第五項及び次条」に改め、同条第四号中「当該派遣元事業主」を「前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。

第四十二条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

第四十九条の二第二項中「又は第四十条の二第一項の規定に違反して」を「第四十条の二第一項、第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反して」に、「又は第四十条の二第一項の規定に違反する」を「若しくは第四十条の二第一項の規定に違反する」に、「又は当該派遣就業」を「若しくは当該派遣就業」に改め、「措置をとるべきこと」の下に「又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による雇用契約の申込みをすべきこと」を加える。

第五十四条第四号中「第十一条第二項」を「第十一条第四項」に改める。

第六十一条第二号中「第十九条、第二十条又は」を「第十九条第一項、第二十条若しくは」に、「又は虚偽の届出をした者」を「若しくは虚偽の届出をし、又は第十一条第一項若しくは第十九条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者」に改め、同条第三号中「から第三十七条まで」を「第三十五条、第三十七条の二第一項、第三十六条、第三十七条」に改める。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4 第五項第二項の規定の適用については、当分の間、同項第三号中「所在地」とあるのは、「所在地並びに当該事業所において物の製造の業務物の溶融、鑄造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。」であつて、その業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して厚生労働省令で定めるもの（以下「特定製造業務」という。）について一般労働者派遣事業を行う場合にはその旨とする。

5 職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から起算して三年を経過する日までの間における第四十条の二第二項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「特定製造業務については一年とし、特定製造業務以外の業務については次の」とする。

附則第六項及び第七項を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（有料職業紹介事業の許可等に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の職業安定法（以下「旧職業安定法」という。）第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可（以下この項において「旧許可」という。）を受けている者は、それぞれ、この法律の施行

の日(以下「施行日」という。)に第一条の規定による改正後の職業安定法(以下「新職業安定法」という。)第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可(以下この項において「新許可」という。)を受けた者とみなす。この場合において、当該新許可を受けた者とみなされる者に係る新許可の有効期間は、新職業安定法第三十二条の六第一項又は第三十三条第三項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧許可の有効期間の残存期間のうち最も長い残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可の申請をしている者(次項及び第四項に規定する者を除く。)は、それぞれ、施行日に新職業安定法第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可の申請をした者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十条第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る事業所以外の事業所について同項の許可の申請をしているものは、施行日に当該申請に係る事業所について新職業安定法第三十二条の七第一項の規定による届出をした者とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十三条第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る事業所以外の事業所について同項の許可の申請をしているものは、施行日に当該申請に係る事業所について新職業安定法第三十三条第四項において準用する新職業安定法第三十二条の七第一項の規定による届出をした者とみなす。

(保証金に関する経過措置)

第三条 施行日前において旧職業安定法第三十二条の二第一項の規定により供託すべき保証金の供託については、なお従前の例による。

2 施行日以降において旧職業安定法第三十二条の二第一項の規定により保証金の供託をしている者は、前項の規定にかかわらず、当該供託に

係る保証金を取り戻すことができる。

3 前項の保証金の取戻しは、施行日前に当該保証金につき旧職業安定法第三十二条の二第二項の権利を有していた者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、この期間中にその申出がなかつた場合でなければ、これをすることができない。ただし、施行日から十年を経過したときは、この限りでない。

4 前項の公告その他他保証金の取戻しに関し必要な手続は、法務省令・厚生労働省令で定める。(有料職業紹介事業の許可証等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条の四第一項(旧職業安定法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付を受けている許可証は、新職業安定法第三十二条の四第一項(新職業安定法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付を受けた許可証とみなす。

(取扱職種の範囲等の申出に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十二条の十二第一項(旧職業安定法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の申出をしている者は、施行日に新職業安定法第三十二条の十二第一項(新職業安定法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした者とみなす。

(委託募集の許可に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に新職業安定法第三十六条第一項に規定する労働者の募集に相当するものにつき旧職業安定法第三十六条第一項の許可を受けている者は、施行日に新職業安定法第三十六条第一項の許可を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の際現に新職業安定法第三十六条第三項に規定する労働者の募集に相当するものにつき旧職業安定法第三十六条第一項の許可を受けている者は、施行日に新職業安定法第三十六条第三項の届出をした者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十条第一項の許可の申請であつて、新職業安定法第三十六条第一項に規定する労働者の募集に相当するものに係る許可の申請をしている者は、施行日に同項の規定による許可の申請をした者とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧職業安定法第三十条第一項の許可の申請であつて、新職業安定法第三十六条第三項に規定する労働者の募集に相当するものに係る許可の申請をしている者は、施行日に同項の規定による届出をした者とみなす。

(有料職業紹介事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧職業安定法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行つていける者に対する許可の取消し又は事業若しくは業務の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(一般労働者派遣事業の許可等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「旧労働者派遣法」という。)第五条第一項の許可(以下この項において「旧許可」という。)を受けている者は、施行日に第二条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「新労働者派遣法」という。)第五条第一項の許可(以下この項において「新許可」という。)を受けた者とみなす。この場合において、当該新許可を受けた者とみなされる者に係る新許可の有効期間は、新労働者派遣法第十条第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る旧許可の有効期間の残存期間のうち最も長い残存期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に旧労働者派遣法第五条第一項の許可の申請をしている者(次項に規定する者を除く。)は、施行日に新労働者派遣法第五条第一項の許可の申請をした者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧労働者派遣法第五条第一項の許可を受けている者であつて、当該許可に係る事業所以外の事業所について同項の許可の申請をしているものは、施行日に当該申請に係る事業所について新労働者派遣法第十一条第一項の規定による届出をした者とみなす。

(一般労働者派遣事業の許可証等に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧労働者派遣法第八条第一項の規定により交付を受けている許可証は、新労働者派遣法第八条第一項の規定により交付を受けた許可証とみなす。

(一般労働者派遣事業の許可の取消し等に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に旧労働者派遣法の規定により許可を受けて、又は届出書を提出して労働者派遣事業を行つていける者に対する許可の取消し若しくは事業の廃止の命令又は事業の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為並びに附則第七条及び第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十三条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

一号(第一八三二号)(第一八三三号)(第一八三四号)(第一八三五号)(第一八三六号)(第一八三七号)(第一八三八号)(第一八三九号)(第一八四〇号)(第一八四一号)(第一八四二号) 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一八四三三三) 一、健康保険本人の医療負担割合の二割への引下げに関する請願(第一八五六六) 一、健保三割負担など医療費負担増の見直しに関する請願(第一八五七七) 一、小規模作業所等成人障害者施策に関する請願(第一八五八八)(第一八五九号)(第一八六〇号)(第一八六一号)(第一八六二二)(第一八六三三)(第一八六四四)(第一八六五五)	第一七七三三 平成十五年五月十四日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願 請願者 北海道網走市つくしヶ丘五ノ三ノ一〇 佐藤義雄 外九十九名 紹介議員 信田 邦雄君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 第一七七四四 平成十五年五月十四日受理 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願 請願者 神奈川県小田原市前川三三ノ二九 湯山セツヨ 外九十九名 紹介議員 浅尾慶一郎君 この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。 第一七七五五 平成十五年五月十四日受理 健保三割負担など医療費負担増の見直しに関する請願 請願者 横浜市港南区笹下一ノ一ノ五 藤井忠夫 外三千五百名 紹介議員 浅尾慶一郎君 この請願の趣旨は、第一六七二二号と同じである。	在、六、〇〇〇か所を超え、障害のある人の地域生活を支える上で、欠くことのできない存在になっている。それまでの入所施設偏重の支援形態であった我が国の障害者施策に、新たな流れをつくり出した。しかし、小規模作業所は共通して資金難という難題を抱え、苦しい運営を強いられている。これに対する国の補助制度は、一か所当たり年額一〇万円、交付の対象となる小規模作業所は全体の半数以下という状況である。また、小規模通所授産施設制度については、一般通所授産施設と比べて支給される補助基準額が余りに低く、予算が所数の少なさとあいまって改善するべき課題が少なくない。また、障害のある人が地域で暮らし続けるためには、グループホームなどの生活の場や所得保障制度、人的な支援体制などが手厚く整備されなければならないが、現状は程遠い状況に置かれている。二〇〇三年度からの支援費制度についても、障害関連の社会資源が絶対的に不足している中であって、選択性や負担増などの面で、当事者の不安は増幅している。この四半世紀の間、小規模作業所の問題を中心に、成人障害者施策の好転を切望してきた。しかし、部分的な進展はあるものの、本質的な変化は見られない。ついては、すべての障害のある人々のノーマライゼーションとリハビリテーション(全人的復権)を実現していくため、次の措置を採られたい。	第一七九九号 平成十五年五月十五日受理 小規模作業所等成人障害者施策に関する請願 請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一 九ノ一 立松肇 外九十九名 紹介議員 福本 潤一君 この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。 第一八〇〇号 平成十五年五月十五日受理 小規模作業所等成人障害者施策に関する請願 請願者 滋賀県大津市坂本六ノ二九ノ三七 池貝基 外九十九名 紹介議員 齋藤 勁君 この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。 第一八〇一 平成十五年五月十五日受理 小規模作業所等成人障害者施策に関する請願 請願者 和歌山市岩橋六四三 田村知己 外四十四名 紹介議員 世耕 弘成君 この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。 第一八〇二 平成十五年五月十五日受理 小規模作業所等成人障害者施策に関する請願 請願者 愛媛県松山市南久米町五七八ノ一 小池三枝 外九十九名 紹介議員 田 英夫君 この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。 第一八〇三 平成十五年五月十五日受理 小規模作業所等成人障害者施策に関する請願 請願者 愛媛県松山市北梅本町二、一三 七ノ九 山下真理子 外九十九名 紹介議員 関谷 勝嗣君 この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。	第一七六三三 平成十五年五月十二日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願 請願者 北海道苫小牧市音羽町二ノ九ノ四 佐々木聖司 外九十九名 紹介議員 信田 邦雄君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第一七七七号 平成十五年五月十五日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願 請願者 北海道苫小牧市本幸町二ノ三ノ二 三 小松義勝 外九十九名 紹介議員 信田 邦雄君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	一、小規模作業所並びに小規模通所授産施設に対する補助金制度を改め、現行の通所授産施設に支弁されている公費と同水準にすること。 二、安定した地域生活を維持できるよう、本格的な所得保障制度を確立し、重度重複障害者のための通所型施設制度の創設、グループホーム並びに地域生活支援センターの補助基準額の引上げ、精神障害者の社会福祉施設の増設など関連する社会資源の整備を図ること。 三、支援費制度については、実施後の早い段階で点検を加え、特に支援費の基準額並びに判定システムの改善に重点を置き、かつ家族負担を撤	第一七六八号 平成十五年五月十三日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願 請願者 北海道留萌市末広町一ノ五ノ七 高橋満 外九十九名 紹介議員 信田 邦雄君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第一七六八号 平成十五年五月十三日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願 請願者 北海道留萌市末広町一ノ五ノ七 高橋満 外九十九名 紹介議員 信田 邦雄君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第一七六八号 平成十五年五月十三日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願 請願者 北海道留萌市末広町一ノ五ノ七 高橋満 外九十九名 紹介議員 信田 邦雄君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第一七六八号 平成十五年五月十三日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願 請願者 北海道留萌市末広町一ノ五ノ七 高橋満 外九十九名 紹介議員 信田 邦雄君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第一七六八号 平成十五年五月十三日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活安定に関する請願 請願者 北海道留萌市末広町一ノ五ノ七 高橋満 外九十九名 紹介議員 信田 邦雄君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
---	--	--	--	--	---	--	---	---	---	---	---

第一八〇四号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 群馬県佐波郡境町大字米岡三〇四

紹介議員 熊谷祐紀 外九百九十九名
伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八〇五号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八

紹介議員 二谷慈明 外二千九百九十九名
山下 善彦君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八〇六号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 東京都町田市下小山田町三、三一

紹介議員 五ノ五 長谷野千裕 外九百九十九名
小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八〇七号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 大阪府四條畷市北出町五ノ四

紹介議員 林秀男 外九百九十九名
山本 孝史君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八〇八号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 愛媛県松山市柳井町三ノ四ノ一

紹介議員 小池良子 外九百九十九名
野間 越君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八〇九号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 和歌山市加納二六四ノ一七 山本

紹介議員 功 外五千二百名
大江 康弘君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八一〇号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県大上郡甲良町正楽寺五三三

紹介議員 ノ二 辻川和則 外九百九十九名
桜井 新君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八一一号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡水口町本五ノ一六

紹介議員 北村正之 外九百九十九名
平田 健二君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八一二号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 埼玉県入間郡毛呂山町西大久保七

紹介議員 二二 岡野恵美子 外九百九十九名
鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八一三号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 大阪府東大阪市石切町一ノ二ノ

紹介議員 三三 太田守喜 外九百九十九名
大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八一四号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 大阪府東大阪市額田町四ノ一三

水野由利子 外九百九十九名
紹介議員 西川きよし君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八一五号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市富士見が丘二ノ一

紹介議員 八ノ七 上代弘之 外九百九十九名
今泉 昭君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八一六号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県大津市桜野町二ノ一ノ三一

紹介議員 ノ四〇一 岩崎ますみ 外九百九十九名
松 あきら君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八一七号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 大分市萩原一ノ二ノ一六 後藤

紹介議員 浩司 外九百九十九名
仲道 俊哉君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八一八号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八

紹介議員 ノ五F 四方フミ子 外三千九百九十九名
田名部匡省君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八一九号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一

紹介議員 九ノ一 和田卓巳 外三千五百八

十七名
紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八二〇号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 京都市上京区黒門通下長者町上ル

紹介議員 南小大門町五三三 田代早苗 外九百九十九名
福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八二一号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 長野県須坂市大字米子三〇五 竹

紹介議員 前咲子 外九百九十九名
羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八二二号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市堀上町二一〇ノ

紹介議員 二 広谷三富美 外九百九十九名
高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八二三号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 大阪府羽曳野市軽里三ノ八ノ一五

紹介議員 塩野幸雄 外九百九十九名
遠山 清彦君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八二四号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願
請願者 長野県中野市大字三ツ和一、六二

紹介議員 ○ 中山政巳 外九百九十九名
北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八二五号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 広島県東広島市高屋高美が丘八ノ

五ノ八 田中明子 外千九百九十

九名

紹介議員 亀井 郁夫君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八二六号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一

九ノ一 榎谷久美子 外九百九十

九名

紹介議員 大塚 耕平君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八二七号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 福岡県田川市三井伊田団地一八ノ

三ノ三 河野義和 外二千九百九

十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八二八号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 大阪府東大阪市旭町二一ノ三ノ

一、一〇七 平野美佐子 外九百

九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八二九号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 大阪府高槻市登町四三ノ一ノ二〇

二 豊田尚実 外千九百九十九名

紹介議員 小泉 顕雄君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八三〇号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 京都市下京区西七条西八反田町二

〇 由良浩美 外九百九十九名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八三一号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 広島市南区翠五ノ一五ノ二九ノ二

〇三 古川大介 外九百九十九名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八三二号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

(一通)

請願者 福岡県八女郡星野村一、四三五

山口繁人 外千九百九十九名

紹介議員 中村 敦夫君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八三三号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県彦根市平田町二二四ノ五

服部舞美 外九百九十九名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八三四号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八

ノ五F 折戸都 外九百九十九名

紹介議員 田村耕太郎君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八三五号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 神戸市兵庫区西出町二ノ四ノ四

光岡将造 外九百九十九名

紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八三六号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 高知県中村市具同三、二三九ノ一

七 林鉄也 外九百九十九名

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八三七号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中区植田東一ノ一、〇

〇八ノ二〇四 武藤信一郎 外九

百九十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八三八号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 京都市伏見区京町六ノ六一 木村

祐子 外千九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八三九号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県長浜市常喜町六九七 松田

幸子 外九百九十九名

紹介議員 西岡 武夫君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八四〇号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 大阪府吹田市泉町四ノ三七ノ二

森下広 外二千名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八四一号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡上矢作町一、八一八

横光廣恵 外二千八十名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八四二号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八

那須剛人 外九百九十九名

紹介議員 樺葉賀津也君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八四三号 平成十五年五月十五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府松原市西野々一ノ一ノ一

四 芝池捨治郎 外三千名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第一三六七号と同じである。

第一八五六号 平成十五年五月十五日受理

健康保険本人の医療負担割合の二割への引下げに

関する請願

請願者 川崎市中原区今井上町四一ノ六

三輪ミヨ 外三十九名

紹介議員 大門実紀史君

昨年一〇月からの老人医療における一部負担定

率一割実施に続き、この四月から健康保険本人三

割負担が実施された。相次ぐ負担増は、全国で受

診抑制と健康被害をもたらし、現役労働者も含め

て極めて深刻な事態を拡大することは必至であ

る。三割負担の実施をめぐっては、日本医師会・

歯科医師会・日本薬剤師会・日本看護協会がこ

ぞって反対の声をあげていることを始め、多くの

団体・個人が健保本人三割負担の四月実施凍結を

求めて請願署名を提出している。さらに、二二の

道府県議会を含む四〇〇を超える地方議会で凍結・延期を求める意見書等が採択され、毎日新聞の世論調査(三月三日)でも「三割負担の凍結・見直し」「三割負担反対」が合わせて六九%にも上っている。国会においても、野党四党共同で「三割負担実施の凍結を求める法律案」が衆議院・参議院それぞれに提出され、四月には、改めて「健康保険法等の一部を改正する法律案」(本人三割負担を二割に引き下げる法律案)が衆議院に提出された。社会保障制度の根幹を成す医療制度の後退は、国民生活に多大なダメージを与え、ともに、今日の経済状況の下で、暮らしの将来不安を拡大するものにほかならない。生活はもとより、生命さえ危うくする医療改善に反対する国民の切実な声、圧倒的な三割負担反対の声を踏まえ、国民生活改善、景気回復のためにも医療充実を求める。

については、次の事項について実現を図られた。
一、健康保険本人三割負担を二割に引き下げること。

第一八五七号 平成十五年五月十五日受理
健保三割負担など医療費負担増の見直しに関する請願

請願者 茨城県土浦市板谷七ノ五九九ノ二
関谷勝一 外二百六十七名
紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一八五八号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市今泉町二、四四〇
ノ一五 大澤美香 外千九百九十
九名
紹介議員 篠瀬 進君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八五九号 平成十五年五月十五日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 名古屋市中川区下之一色町古川一
九ノ一 長崎貴 外九百九十九名
紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八六〇号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 北海道苫小牧市沼ノ端九二〇ノ六
一 佐藤由香 外九百九十九名
紹介議員 江本 孟紀君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八六一号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 滋賀県近江八幡市西元町二三 池
田千鶴子 外九百九十九名
紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八六二号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ四一ノ一八
ノ五F 日下部育子 外千九百九
十九名
紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八六三号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡郡山町郡山一〇〇
前原功治 外二千九百九十九名
紹介議員 森山 裕君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八六四号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 京都市上京区黒門通下長者町上ル
南小大門町五六三 藤澤順子 外

九百九十九名

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

第一八六五号 平成十五年五月十五日受理
小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市野上六ノ三ノ一〇ノ
三〇六 森本泰樹 外千九百九十
九名
紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一七九八号と同じである。

平成十六年六月二十一日印刷

平成十六年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D